

聖德太子傳

四

^ 13  
3381  
4



門 〇 〇  
3381  
4

聖德太子傳卷七

廿八歲

大地震之奉

廿九歲

皇太子親治之奉

三十歲

班鳩宮御造宮之奉

三十一歲

嚴治之奉

太子傳二

周芳州

景好寺

大正十年八月廿九日  
本大心出版部贈

新羅國御征伐之事

三十二歲

作大橋并 靱又旗纒書事

三十三歲

十七ヶ條憲法御製作事

山城志楓野大堰太秦廣隆寺御建

立之奉



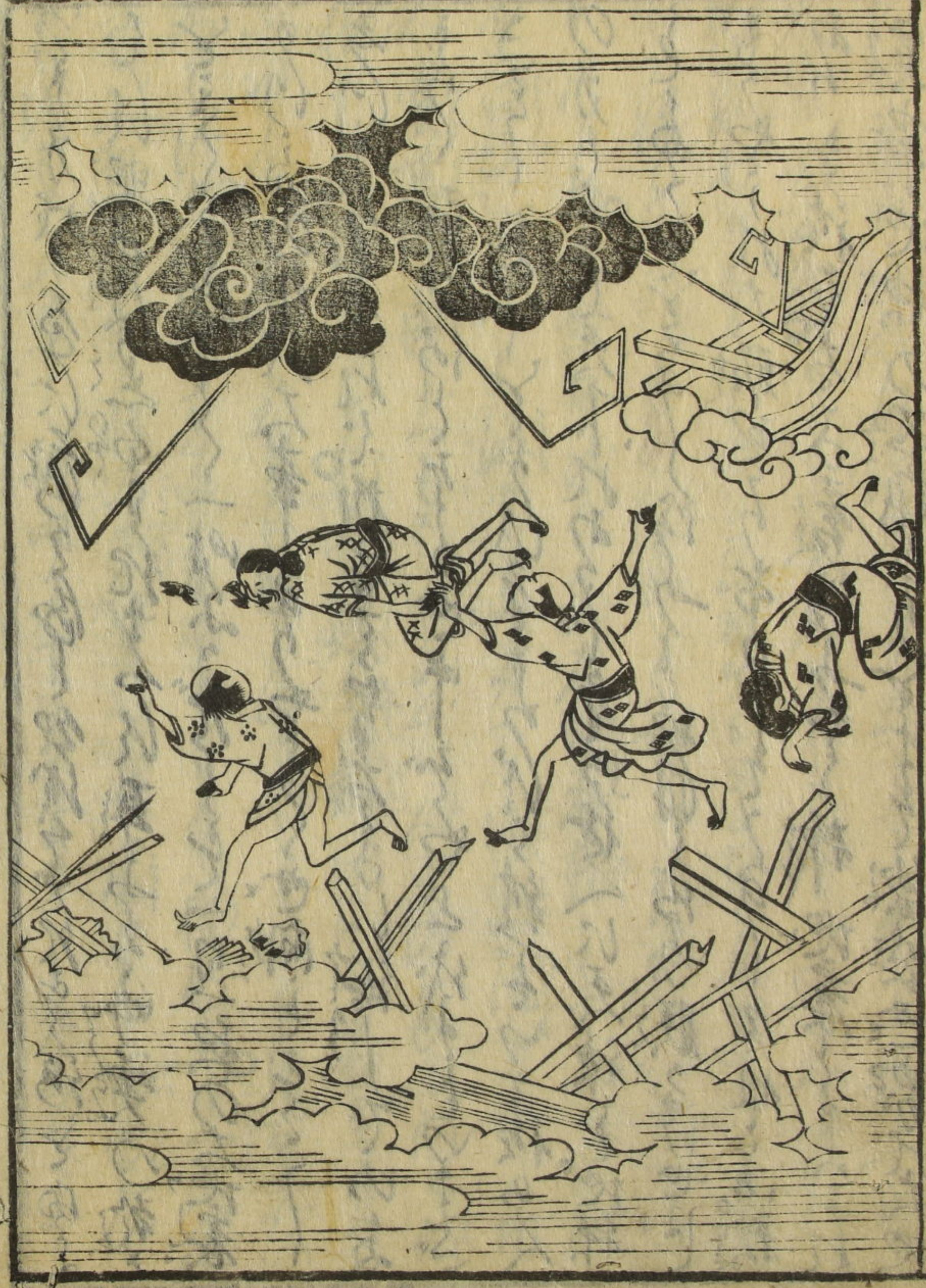
太子二十八歲

推古天皇七已癸年

去三月又推古天皇乃内裏小經田舎にうつりて天  
奏し給ひあらはれ作の坂十年日経らばいづるは天  
地震をく善天皇去の初秋をりあひさき出来し  
る積ももあいらし御君如人の跡ありしてまよひ  
るをわんそれらと百部の治乱ともくはか中  
ふりきく道に治政をりそりあはゆらとあゆみ  
りしふ一天凡やううい世海の波立のうらして凡  
時ふたごがひ日月むらとあざやうい一が民快楽を  
起るすもあういあがく賢と業はれりうらとあ  
かろ時ふり終つとあうらに委君と天地のそあ代か  
うむり終あゆつたといに大地震をて天皇れ人臣

おほまをりあひびきささるるべしと奏し給ふ時  
天のいとしといふほどおどろくしとれしと天下に  
地震ありあれど一人民あやまらざるをばらふ  
てを移し戸をこぼし先作りけり  
それら十余日おどろく大地震動して山と谷  
まじはれしづみ海もあまて逆浪荒れあり一切  
の堂塔佛閣もろともくわて人民の家も門も破  
壊し山野もさむい禽獣も類は河もさむと天  
小のうねりありしむしひししてやとれあり  
ゆき風吹てあまもしくも催破しつるも  
あふあひて月の光とくし嵐中も雷電ひ  
りていしして日あふ十方もあつと光りあり

いふ方だる色に落しあつておどろくしとゆふ  
しに眼めは黒白とれし耳あつて叫喚あり  
とてくくおどろく一時ふらとて一日一夜の大地震  
のいぬのかれた事ありやとて世間とて  
あひまらるれど相あらざるに経しそのあ  
らうくあら何とせむ世中がやとてあつと  
さうくあつとひささるるに終るるに板敷人  
の力として天下れあつておどろくしと天神と地祇  
ともあつとておどろくしとあつとてあつと  
もうやうれた難ありあつとてあつとてあつと  
ありき終るれとあつとてあつとてあつと  
賢宰地祇のあつとてあつとてあつとてあつと



のありさハ十六万踰結那也彼ち地乃廢ふと大聖  
文殊の教作とて賢宰地神とありけれあの大  
地とてとて事とてりやと結りびとて一率と  
よふ孝のともとてあり又一とこれありとてさるりて  
一機のさるりてとて結りてありとて地はた  
めとてさるりて賢宰地神熱愍とて分許とてさる  
路ありとて大地動搖とてんと地震とありさるり  
りのからと賢王とてさるりて民は慈悲の徳とてほざ  
りて行へと奏し結ひあれとての附権とてさる  
三年れあひて日平玉の人民百億計年矣とて  
めん仁徳とてりて結ひあれとて天下泰平と  
て万民悦ぶとてりてさるりてさるりてとてはた  
とてはた

御人王七代仁徳天皇は御時中と三年のあひて御  
年貞とて先民とてさるりて根古天皇の御  
外は前後七代年れ御時中と三年のあひて御  
さるりて御先御時中と三年のあひて御  
五十六代一多代の御時中と三年のあひて御  
結ひあれとて法乃の賢人とて御時中と三年のあひ  
みとてはひの御時中と三年のあひて御  
御一結りてさるりて御時中と三年のあひて御  
とて御時中と三年のあひて御  
り常に帝御時中と三年のあひて御  
とて御時中と三年のあひて御  
あふくのとて御時中と三年のあひて御

じろらんもろんぞ朕の一也とあててらんせんやと  
あへんおつらとこれむあつら民とともみを區とい  
やしくせんとかかりくさつめいなり震旦國たふふ  
皇帝はその御本地土西鎮る乃化けり乃成  
位の時ふゆ魂神を龜の形と現はてて万里の  
雲ろらんにおりててかきひく即位し終つら  
くこのみどい皇のまらふ皇の徳也とあ  
らら我朝の聖法たふれ治れあふとへるん  
やとれむとれつら本宗の帝即位の年号は  
貞觀といひは彼貞觀廿三年のよりりとして其  
と下十をたれ文と述成して貞觀政要と  
あづく。震旦の則天皇后のは則天法はつら

とをひをんがあめに天子よまらるあつてまらる  
ありつた文をたつとつる皇朝ふむらまらとつ  
たふの御つらつらあつとつはつてこれとやま聖徳  
太子はつらつらつらといはつらつらとあつた  
同年の八月は百濟よつらと駱駝一疋羊二頭白  
雉一隻鶴一隻異形の物と日本國の天皇に貢し  
るとしてつらつらつらと太子奏してのあつて白雉  
とれ奇瑞のをりつて周鳳の形也余のるあつた  
彼去ふ帝にありつらつらつらと奏しつらつらと百濟  
よの使はねむらつらつらつらとあつたつらとあつた  
しつらつらつら

天子傳



太子は九歳に古天竺の八庚申年五月八日辰時  
 子亥に生れてつらく新羅と任那お新羅新羅虎狼  
 の國ちりな命令とてを任那と任那と任那と  
 びて天竺を許し給ふ。二月は太子の侍舎兄久月  
 のまゝと大將軍やして二万の金持のほはりの  
 と別して日暮り門出を行きて海傍に徳徳大  
 臣副將軍として十萬の兵隊の大せいとのりて  
 新羅新羅等れ國とてをいふとてを新羅國  
 東海といふ山ありあの山と新羅守一の城也  
 太子の東は山といひて戦ふとてをいふとて  
 幸れ海といひてせあるせんといひて破城と  
 四方に山あり八方は海といひて海といひ



て陵山一方よりは、其のつとに故城より一里をせりて、  
つひつと任那新羅のふらげの浦まで合戦あり  
又ち藤原本に、新羅を乃おける、新羅の軍兵  
もついにやうをく日殺とある、新羅の軍兵  
も故城より三りをせりて、新羅の軍兵  
にうつと、その事あり、そのつとに、新羅の軍兵  
うつと、あつちあり、新羅の酒毒れ、新羅の軍兵  
をけつと、日本の軍兵とくやと、新羅の軍兵  
とこれと、つとに、新羅の軍兵、新羅の軍兵  
れ、新羅の軍兵、新羅の軍兵、新羅の軍兵  
み、新羅の軍兵、新羅の軍兵、新羅の軍兵  
阿倍立、新羅の軍兵、新羅の軍兵、新羅の軍兵

と、新羅の軍兵、新羅の軍兵、新羅の軍兵  
阿倍立、新羅の軍兵、新羅の軍兵、新羅の軍兵  
て、新羅の軍兵、新羅の軍兵、新羅の軍兵  
於、新羅の軍兵、新羅の軍兵、新羅の軍兵  
つて、新羅の軍兵、新羅の軍兵、新羅の軍兵  
く、新羅の軍兵、新羅の軍兵、新羅の軍兵  
ま、新羅の軍兵、新羅の軍兵、新羅の軍兵  
く、新羅の軍兵、新羅の軍兵、新羅の軍兵  
共、新羅の軍兵、新羅の軍兵、新羅の軍兵  
ん、新羅の軍兵、新羅の軍兵、新羅の軍兵  
阿、新羅の軍兵、新羅の軍兵、新羅の軍兵

うらけのひと本れ法神より行誓一被敵兵の  
あひもろくづのこも雷のこもりてと地を  
かめらりて守りてはそととえけれども  
野原無に終くとんく台とあらとひかへてこれ  
あつてさうがし海のおんまゝあつてはむとへは神  
めのはりてさうのこもりてそととえけりてはそと  
れは無にさうのこもりてさうのこもりてはそと  
とてせめさし路少やうあらんちやうのこもりて  
毒はあひまのりの年愈まて系法とあらやつか  
やまめよへしやうすあらんちが命とそをいふれ也  
とこめとられもはもその時影のたを月やうは  
あつてこれ飯酒はあひ死してやうあつてはそと  
と

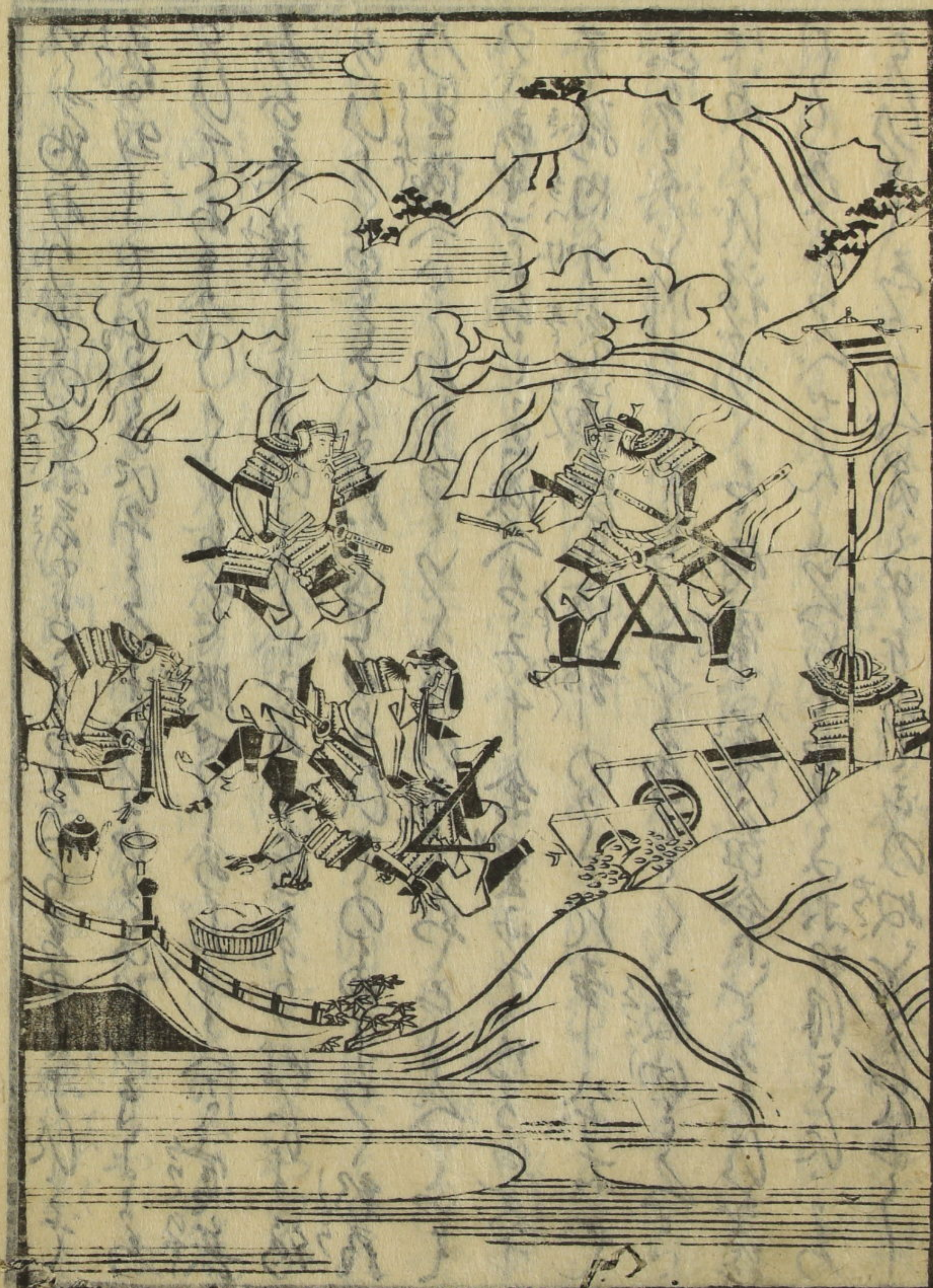
つれ物ありその業のあらとらんちやうのこもりて  
あつてはそととえけりてはそととえけりてはそと  
とてせめさし路少やうあらんちやうのこもりて  
毒はあひまのりの年愈まて系法とあらやつか  
やまめよへしやうすあらんちが命とそをいふれ也  
とこめとられもはもその時影のたを月やうは  
あつてこれ飯酒はあひ死してやうあつてはそと  
と

六子傳二

九

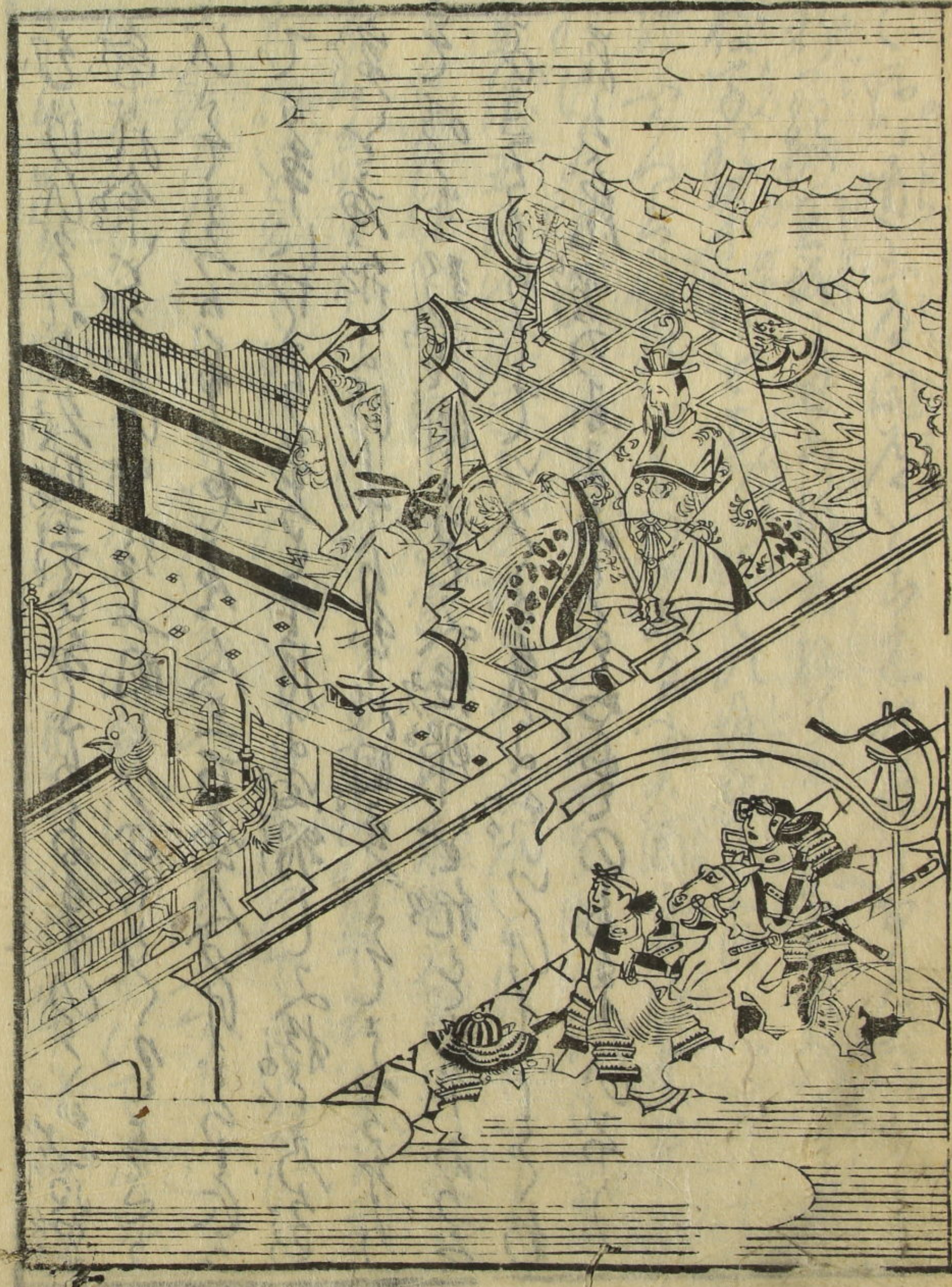


十

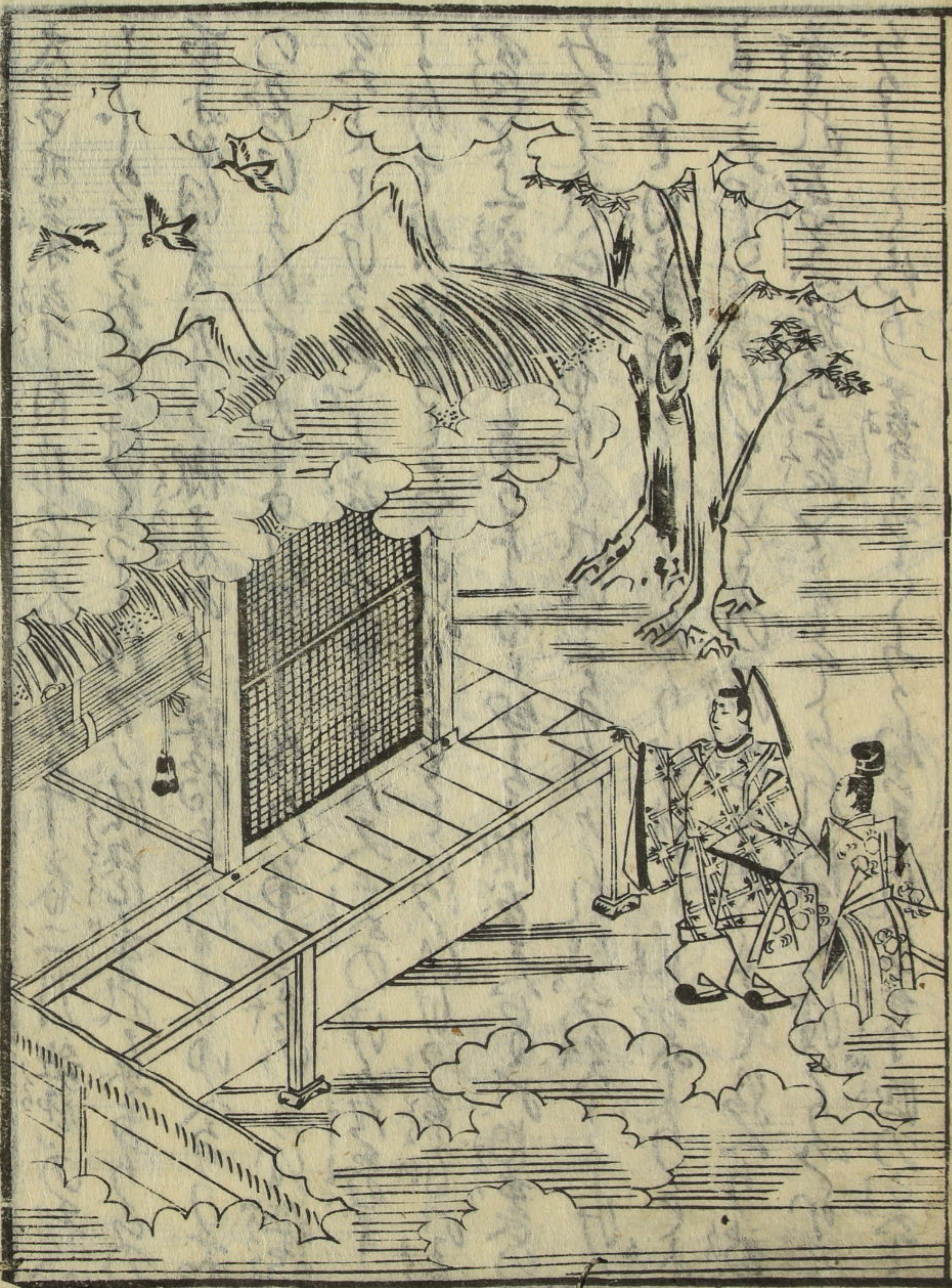


て野道山を圍るといふは新編にありいのみあり  
 新編の山城はせめは味経ふあは新編の天皇  
 役万軍兵とてつくあはれ城郭にありしつり  
 終せんら何れとせれりありる酒宴は樂管法  
 れはあそびありありるに四ヶ國の討は一萬  
 軍勢王城の辰己たり城守とてはとけりし  
 らせりしは天皇とて言はるる東女長郷洞お  
 とり東さくはあはれはしり幸は軍兵何れに到  
 東はとてせはれはれしつりとせはてとておにい  
 其のあはれらつてせあはれはるるさつりつり  
 命をらとせれは而官その命に志とてはいて降と  
 とうせせりし旗とていひり一日卒の將軍は降と

むけいしるる久月王よあはれあまのりく新編  
 帝は命とてしを降よ圍しつかしりくはとて  
 ひそまらりありやる人三百余人のけりては  
 て日卒にわたりあり十月は城を破りし又移るる  
 突とて城を破りしはそりては城を破りし  
 そりては城を破りしはそりては城を破りし  
 子とては城を破りしはそりては城を破りし  
 是を虎帝のあはれとては城を破りし



太子成業卒周推古天皇九年春二月班鳩の利承  
しめて之をばけつと給り法隆寺に奉るりあり  
太子成業卒周推古天皇九年春二月班鳩の利承  
のまにうけて太子成業の宮の名は班鳩  
と名づけり也。又云の法隆寺あり  
しめて給りつと太子成業の宮の名は班鳩  
と名づけり也。又云の法隆寺あり  
みまはれぬのありとればなりと云ふ  
なりと云ふはとらうく給りけり  
よ四女と云ふはとらうく給りけり  
奉れ給ふ班鳩宮と云ふはとらうく  
がらうく給り奉りけり



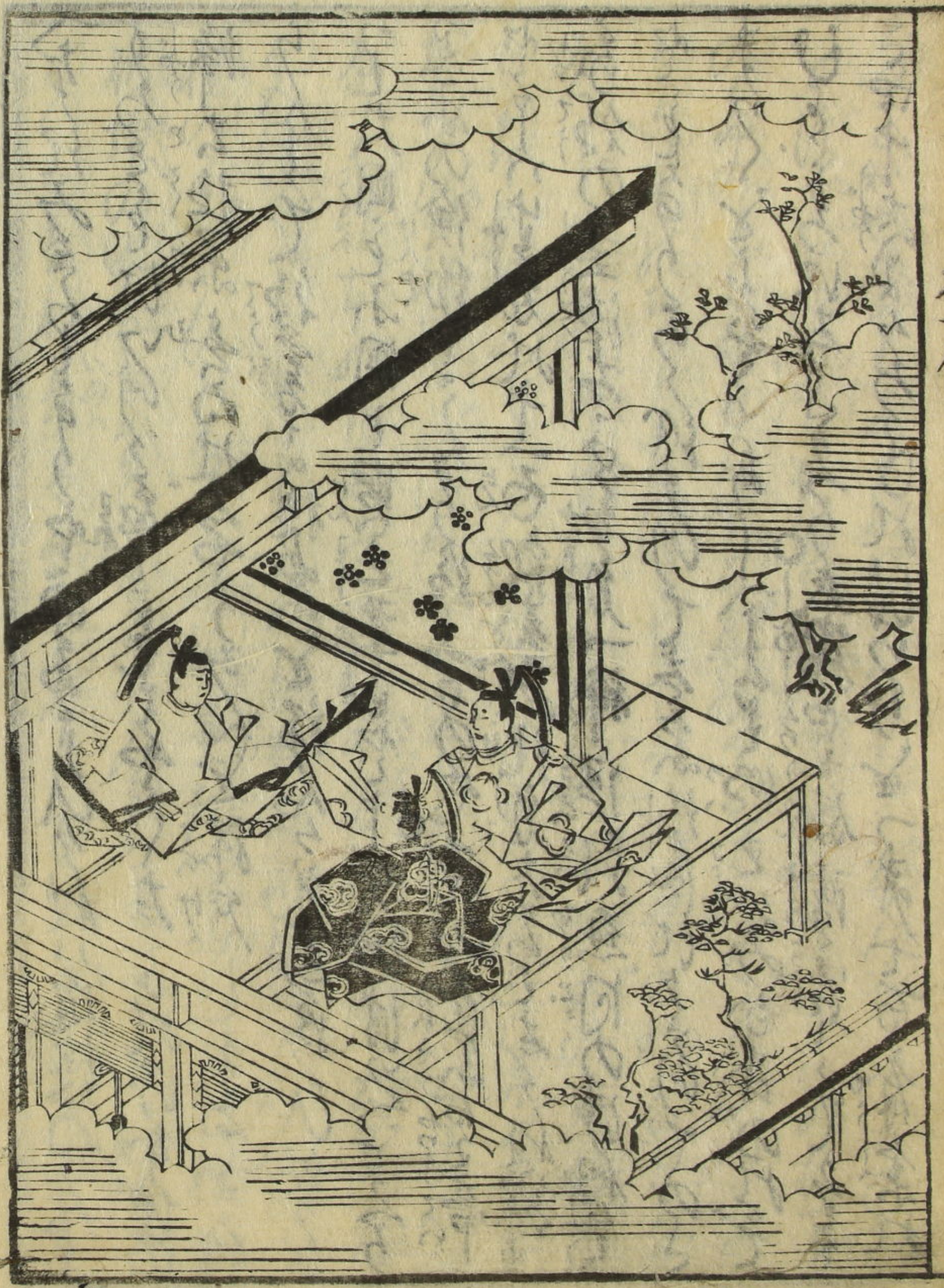
ちやをりたり内卯の症候と申す例なく最上なるあり  
 里多れば近頃のなかみあひあてたるものと  
 免々しくつるやうに作見を交辨の儀見やう  
 て佐天子にひくかごつけくとも一人も  
 天下とあさ先移り天下れ重徳と申す事ハ  
 ぐくぬぬをせたりにゆえはかりのわらわ  
 ぬくゆりともあしむき及たまひあへてらぬ  
 まかるとにんちあるひひそれられありと  
 ともあさくに序時とありしとまゝありぬ  
 ともあさの法法を多れせりとのあひ  
 の儀ありりりとのあひ常儀れをみるあ  
 我一切をせとくりんや救せぬとあのかい

ありかたせせらとさうればすあつらう教乃せふくらの宿  
 とはくらんとそおひくれん民とらうしめんあに一男  
 のあの一もやせんやちなれそくもくも万民乃ま  
 たりそれりくとはくしてあに一方の利益をう  
 ぐ一様具耶せれ人あたき疎海沿の急懸り  
 かふかされあつくくもあつらう城あひらうらと  
 かり海沿耶滅の時きうらあつらうとあつらうら  
 る。我なれ後あきこれあつらう極東降さうり彼  
 文はくつらとそくもくもあつらう城あひらうらと  
 性のがくつらとそくもくもあつらう城あひらうらと  
 彼壞の時分とさくもくもあつらう城あひらうらと  
 とくもくもあつらう城あひらうらと

唐文宗  
皇帝

秦昭皇  
感陽宮

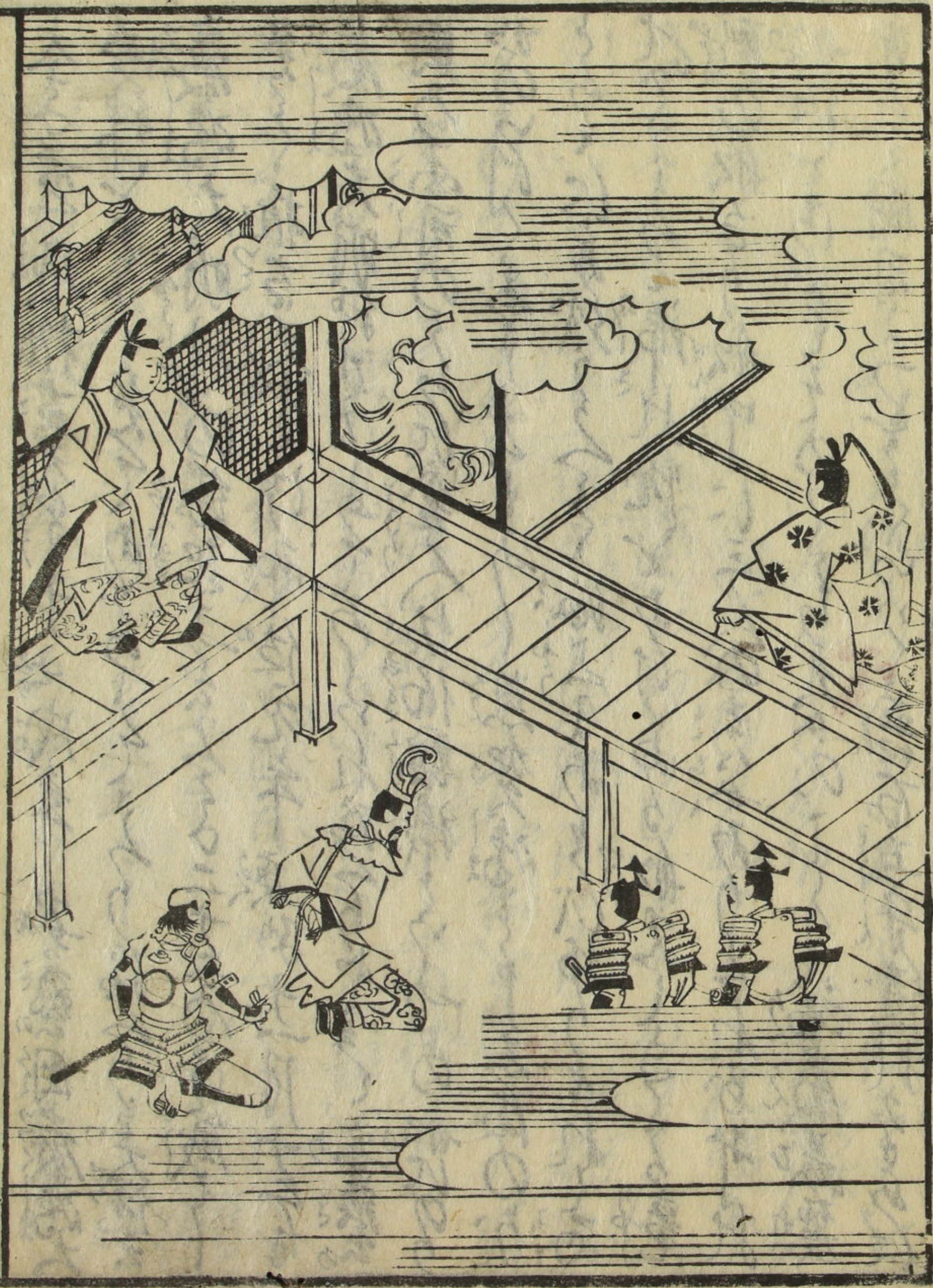
へかたみきりしきりやのあつらう城あひらうらと  
 りつらとそくもくもあつらう城あひらうらと  
 降去極東あつらう城あひらうらと  
 りんとそくもくもあつらう城あひらうらと  
 了大國と小國と賢と聖と業とややらのあつらう城あひらうらと  
 見えの儉物とさうらあつらう城あひらうらと  
 ややのあつらう城あひらうらと  
 あつらう城あひらうらと  
 ややのあつらう城あひらうらと  
 まうくとさうらあつらう城あひらうらと  
 ひとさうらあつらう城あひらうらと  
 さ甲平あつらう城あひらうらと



六代公と他無其才より二百天子業震殿とて河原  
 宮とて侍る天下は是と人をも痛を滌する才ハ  
 むろりそれあらう所と遊んで流人乃ちあつゝなる  
 友や勝つし一殿と御人へ歌よる林本流ふあり  
 然まじも奈の如くは事と女のひたりて化の本と  
 ばあする。右宗室の才よる御達奏とくしてくこれ  
 故乃ち勢が初め宗室をさくしてうるはる清一宗  
 室とてはくして宗室とてはくしてうる。右宗室と  
 のまじりてく朕存をたつてむさくうるはるありと  
 居べくはあつゝも宗室の勢ははるえはありと  
 のこまらぬ。宗室をたつてはくしてはくはる宗室と  
 をつぐはくはる宗室とてはくはる宗室とてはくはる宗室と



氏れ終とりれに遠と申とてまう終と我終の  
 上宮太子般世菩薩と名ありまう名詮自燃る  
 成り終念元けのやひゆく因乃神のえとくこ  
 人乃とまんとありれまう万のひとまふれり  
 斑鳩の宮とばあらくもつりしやうとん  
 おりめはまごうらるめり  
 三月太子養として言兼百濟よ作て任那とす  
 きすくいめありまもりら大佛の叻坂をこれ  
 とま園よりけうの放九月新羅に簡藤者新馬  
 りつこまうのまりらとてまうくはけり  
 野園よりた  
 まいし



太子成歲推古天皇十歲成年安藝國嚴島大  
 明神とてしゝるてあがめしゝり路へ下り天皇云  
 嚴島大明神の緣起云々太子二十三年庚子十一月十日  
 推古天皇御沙那位元年庚子十一月十日  
 嚴島大明神とてあてあられ路へ下り安藝國  
 國乃必司のうちに舍人佐伯鞍織とてありの船にのり  
 おのりゆくまゝとてしゝる恩加突嶋とてしゝる海のか  
 とらとてあてあられ路へ下り安藝國の  
 船にのりて船中にて三人のまゝありとてしゝる此  
 船の船あり船中に三人のまゝありとてしゝる此  
 船佐とありてそのくまゝありとてしゝる此  
 才とて國司よつとてしゝる吾百王守續とてあて

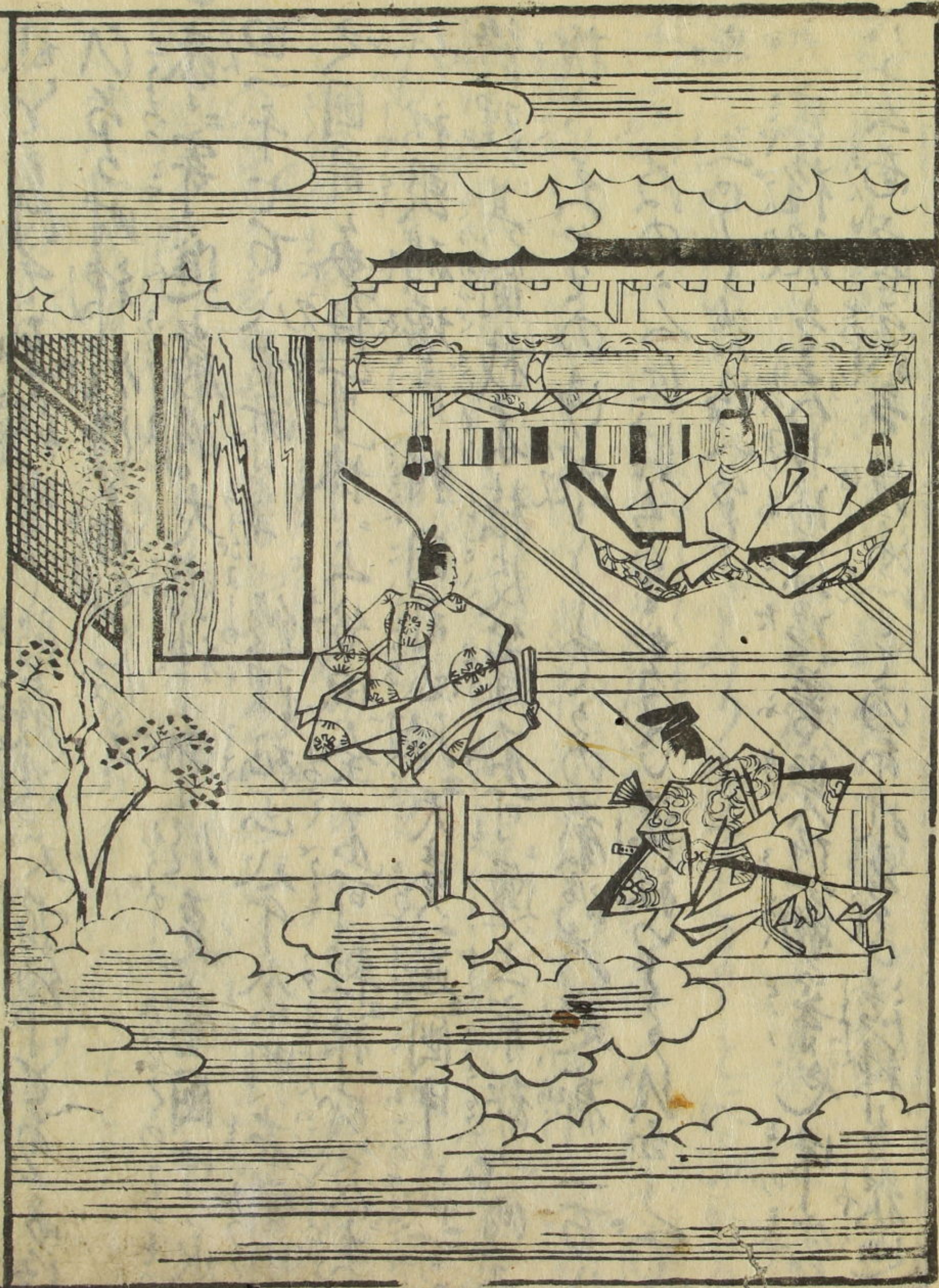
本を成とてあてしゝる五歳とてしゝる此  
 物ののりありとてしゝる此  
 法とてしゝる此  
 神とてしゝる此  
 ひよとてしゝる此  
 先とてしゝる此  
 りとてしゝる此  
 庭とてしゝる此  
 庭とてしゝる此



なる一若神變とありあまの御孫の丑寅乃方れ天り  
 高皇と御況せり先又御孫の鳥棲乃枝と  
 とらふか現せりゆんれよありて天子はさめて  
 息とせりりり路をさしその時交託定と奏ま  
 しむしむ路のくかきして去り路あやう法  
 寂靜清淨ありて無二の相あるまありや  
 とくくりんあめれゆの大明神と示現し  
 小法性不二之色の神光淨去まがくからり  
 やりてとと路無同れ利せの巨海のさるひり  
 とやんくくも走りとりんれ枝路は船とを  
 うせ路をのら圓目と海を法やくくくくく  
 星と天よ御況とありゆにねるのちとくく

の後とらん洛中にありては既くか取つたれば一天の美と  
 くしうとてやうびとて万民同欲せらるるにまじり  
 しんふとていひゆるりありし時ふ國月あの一と天奏  
 してその時推古天皇を敷敷とせらるるに下聖  
 徳太子ふ御いづらひありしに終むを太子天奏して  
 のありしに。祚これまかしてはあつくと天照を祚  
 國祚の長神なり本地久くを成の世古の業  
 周遍法敷れ盧舎那仏也といふ中へ。安ん  
 龜王の息女なり彼龜王よ四の息女あり。すの息  
 女八年とていひて八葉ありて法衣一葉れ功徳  
 ありてすまやりに南が云始也敷に即成佛と  
 ころへし龍女これ也。すの息女もつとありしは向

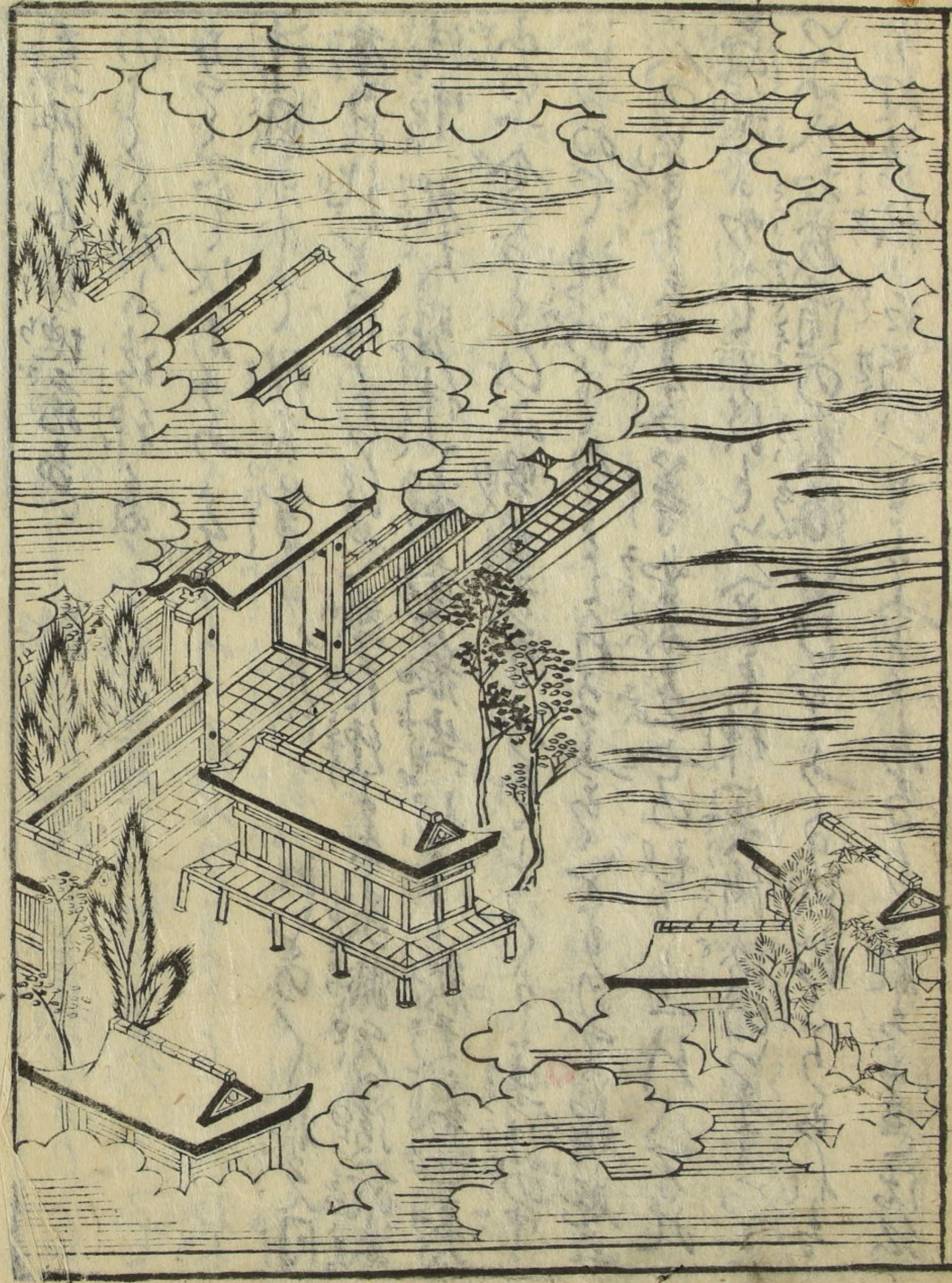
して殿うひろびろとて一の併法ありていよまはせと  
 まるりつと万民と利益せんやまに安んて敷敷と  
 末代れせれみまるといふが。終りす息女を地  
 神み代りなりと終りなりと述に金湖の上はうらな作  
 生れと和光利地の異地よとあり。行へり中これ  
 息女も東國相模國乃海神よ江崎とつとあり  
 て古佛の法ぬまも兼れ本地とていふあり  
 大弁也天也志きんし一億八千は終り春屬と  
 上首としてとてに末代れ生れなり久神將とあり  
 られ終つたりとやく。終り終り終り終り終り  
 てあがめとてとつり終り終り終り終り終り終り  
 して推古天皇とていふはすつ終り終り終り終り終り終り



司とのりて守りしや、彼教為大明神とあがめ  
いりし時神の沙券と云  
○奉寄進嚴為大明神御於夏當國中水  
田一千七百八十町、修理松山八千余町右當國  
之國司每任可捧一分田全不可輕神威及東  
作社歌破壞之時國司必於天奏、越國中社可  
修理其間枝木松皮等不可運上京都、河不  
能吉天皇の沙券として之の教為乃廻廊一百八  
十間波のうに注ぐりし如き、此社に於て  
造立せし先給へし  
大宮権現を大日孫降尊賢孫勅等也、中宮  
ハ上ノ面客を之と出沙つそのおれまゝに法神を新遷

素所不動地蔵あり、御宮ハ八樓大菩薩あり、  
のくく大も法神あり聖徳太子此に於て奏し、  
まをてあはれあがめ、そりり給ふこといふ、然る  
神國にて往古也、兼久成の菩薩とのくく、  
聖化化といふも、悲心にて、  
法中一現大明神、度度衆生、  
心の一會あり、いふ賢聖等みかことぐり、  
にあのて神の、とあはれ、  
人の等、ま中子等、兼を、  
交綱よ、  
いふ八お成道の来福、  
これ法仙若巧の、

嚴嶋明神



變化れりまゝなりとあるり星宿暗としてして信  
海依の如く終るる日神天よりやきて四刃十懸乃  
我とけいそまのそまらひうう生死と忌あらしめ  
しと船りら厭離生死の穢れして精進の道と  
候るり神算卯ふるり恭敬すあらし糸席より海  
らりる淨去るるふあらび勅行をあらるる場あり  
とき妙れれと一切の神の信のそれ清本地のみか  
これ種吉の如く久成の舊儀なりといふや相考の  
神生本地一神ありて眼目の異名也れと物あり  
おとあられいもあらり聖徳太子の云伝也東乃  
神國よはわ世ありて天照太神の所分御孫とあり  
日を必申れ神算は法系とありてまろくはたぬ

大神宮  
八世中興

日大小乘の仏法とひろのねんどの惠命とをいふを  
 こそまうり給あるんぞ一切の神の依法傳ふ所  
 こそ本地の法業とて善給ふやとていふれありと  
 ちの伊勢天照大神聖徳太子とありとて遺法  
 の具際とらざりて百王の治世とまうり給へり  
 依正八攝大菩薩の又傳ふれ高とていふと般若  
 の法業とていけてありとてく利生とていふとあり  
 高野大明神 神性大明神の法業とありとて  
 密法業とていけて四海と利益と給へり慈野権現  
 とて傳ふ志婆羅門傳ふとていふと法味とていけ  
 善王の流世とていふと給へり三嶽の善王権現の又傳  
 後法業塞ありといふ日養とていふと法業とてい

けをいふれ世と待給へり日吉七社の大明神の傳ふ  
 大師の傳ふとて一乘の法味とていける百とてまうり  
 と利益と給へり志々大明神ありといふ摩多羅神  
 とていふ大師より給へり本地の法味とて納受とて給  
 大明神とて智院大師の傳ふとて三井れ仏法とてまうり  
 慈尊れ世とまうり給へりあるとていふ王城の法  
 業の法業大明神ありといふ法とていふとて大師先徳  
 善王の法味とていけるとていふとていふとて法  
 大師より給へりと東寺の仏法とていふとて法の福あり  
 とまうり給へり。祇園大明神とていふとていふとて  
 王とまうり王城の法業とていふとていふとて利生と  
 日とありといふとていふとていふとていふとていふ



一、法と守りて能く利益を成し、  
 施し、  
 小佛檀の物とす。松尾大明神、  
 上人智院大師、  
 一葉の法味とす。たまたまひくれば、  
 三井寺の僧、  
 本地実相の雨、  
 て、  
 ハ、  
 家の徳、  
 湯の精、  
 あく、

親意天

傳心、  
 矣、  
 國、  
 天子、  
 圓、  
 味、  
 王、  
 泰、  
 院、  
 皇、  
 中、

美濃上人の海一本地の法味成のそんあまのく利  
中野母とありて路つら本野四那思指況ハ能除大所  
よらざらと百五の淨治世とまのりとを玉序去の之  
中野とやとて下りつらと下野四の日光指況ハ勝通  
上人よりざり弘陀の法味とけとて去乃の生と由  
もろと路つらと後河國富士淺間大菩薩とて去  
あふ一葉乃法味成海受一乃民と養育し路つらと  
春日四所大明神ハ解脫の魚上人の海一野一野一法  
味とけ者東氏一人のふ處とつら路つらと依勢  
乃六徳大明神ハ文光の志よりざらと四所乃本神  
とありつら乃民と村登し路つらありつら國よ諏訪  
大明神とる音光寺北のありて業とをのりつら八坂

丑の時法氣結とてつら路つらと一切の時  
乃それ本地とありつら乃のほむな久成乃菩薩  
つらとつら乃に法氣意同の目とつら乃に淺深ありと  
法よさつら下ありつらとつらとみふあり本地一神也み湯  
野せの中ハ神明のつらとありつら乃神也自らをま  
しとてせば乞と大明神とありつらとつらとありつらと  
とつらと一切の本地執地路つら乃の妙え言美乃如素  
也つらとつらとつらとつらとつらとつらとつらとつらと  
して八相成乃乃所化の生世調へ海へ多指  
況とつらとつらとつらとつらとつらとつらとつらとつらと

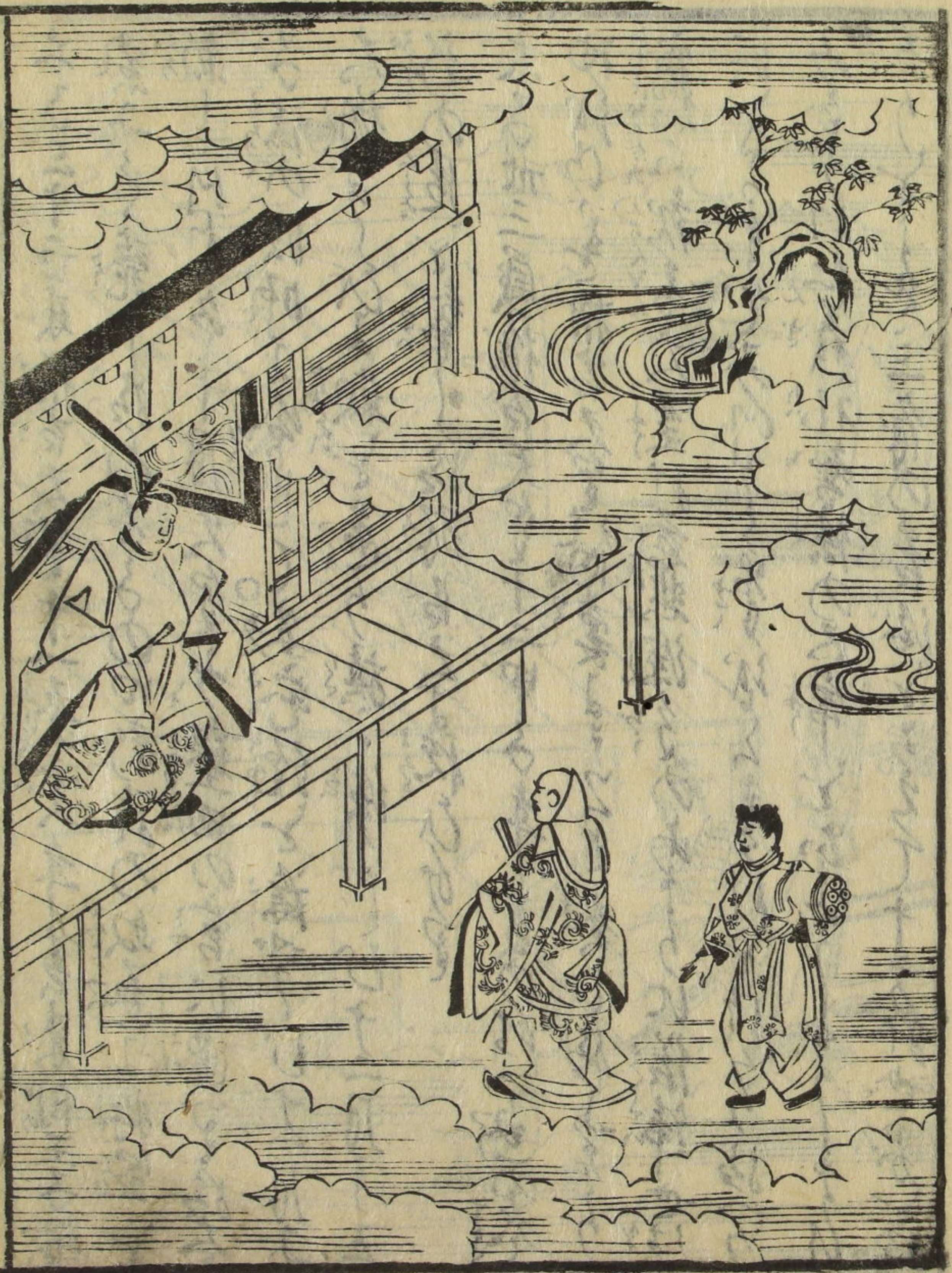
觀勤

僧隆是聰

ありて病あり治ふたまふてありこれ新羅の奴  
 のろふ家ゆかりと冬十月百濟の僧觀勤来りて  
 唐の書夫文地理格の方書となり別書生三人  
 と名くひて觀勤と習しじたまの曰あじう潮山  
 いきし時々の僧を交するなりと常に格の方術  
 とぬきまき石師乃長とありと又名はまねりや  
 十月の藤乃僧隆靈聰ふとて彼るとち子のつて  
 くるありて遷く来れりや又ふふくくるは路ふ  
 ころいじうの同法ありと

九子傳世

二十世

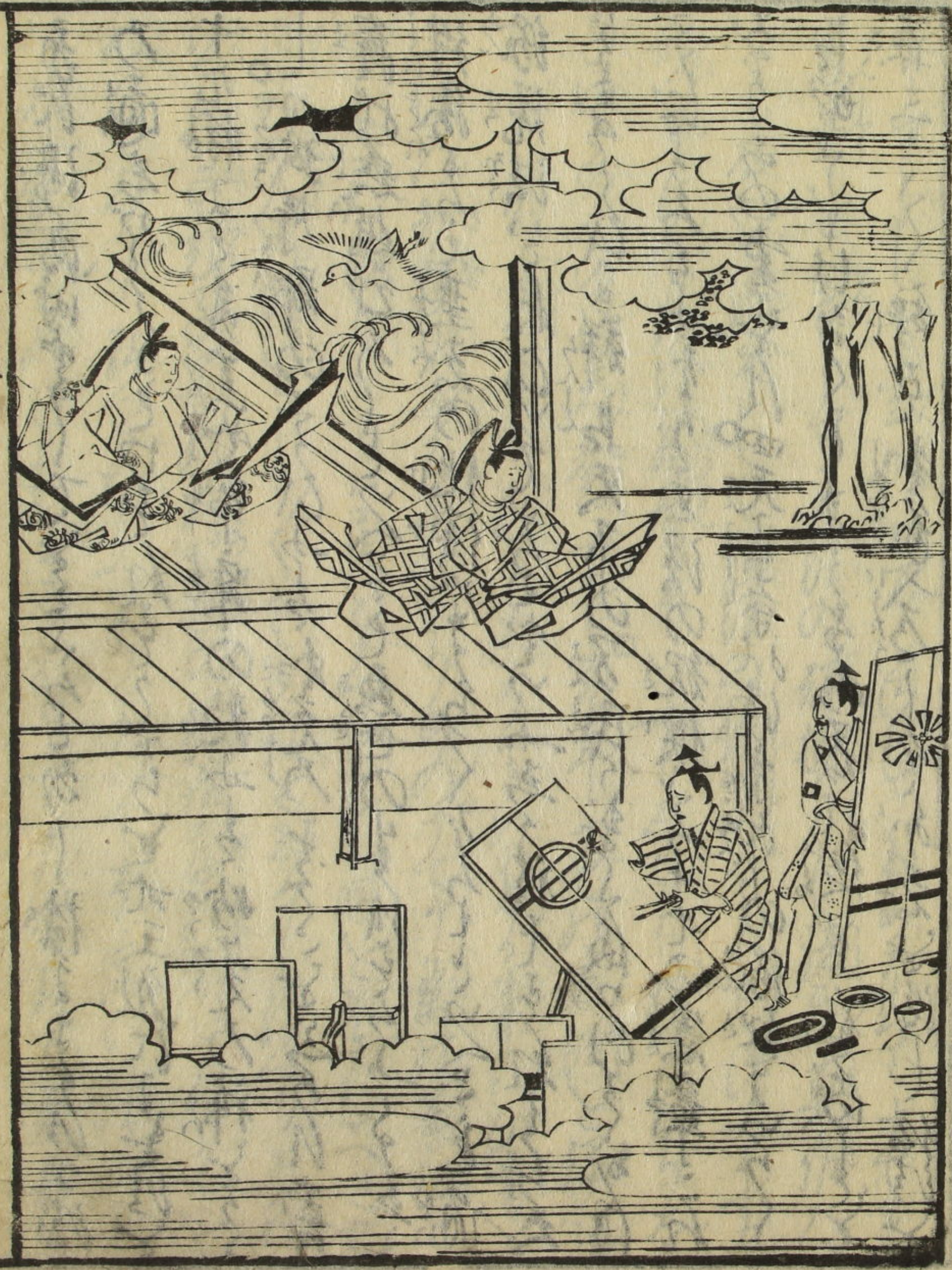


九子傳世

二十世

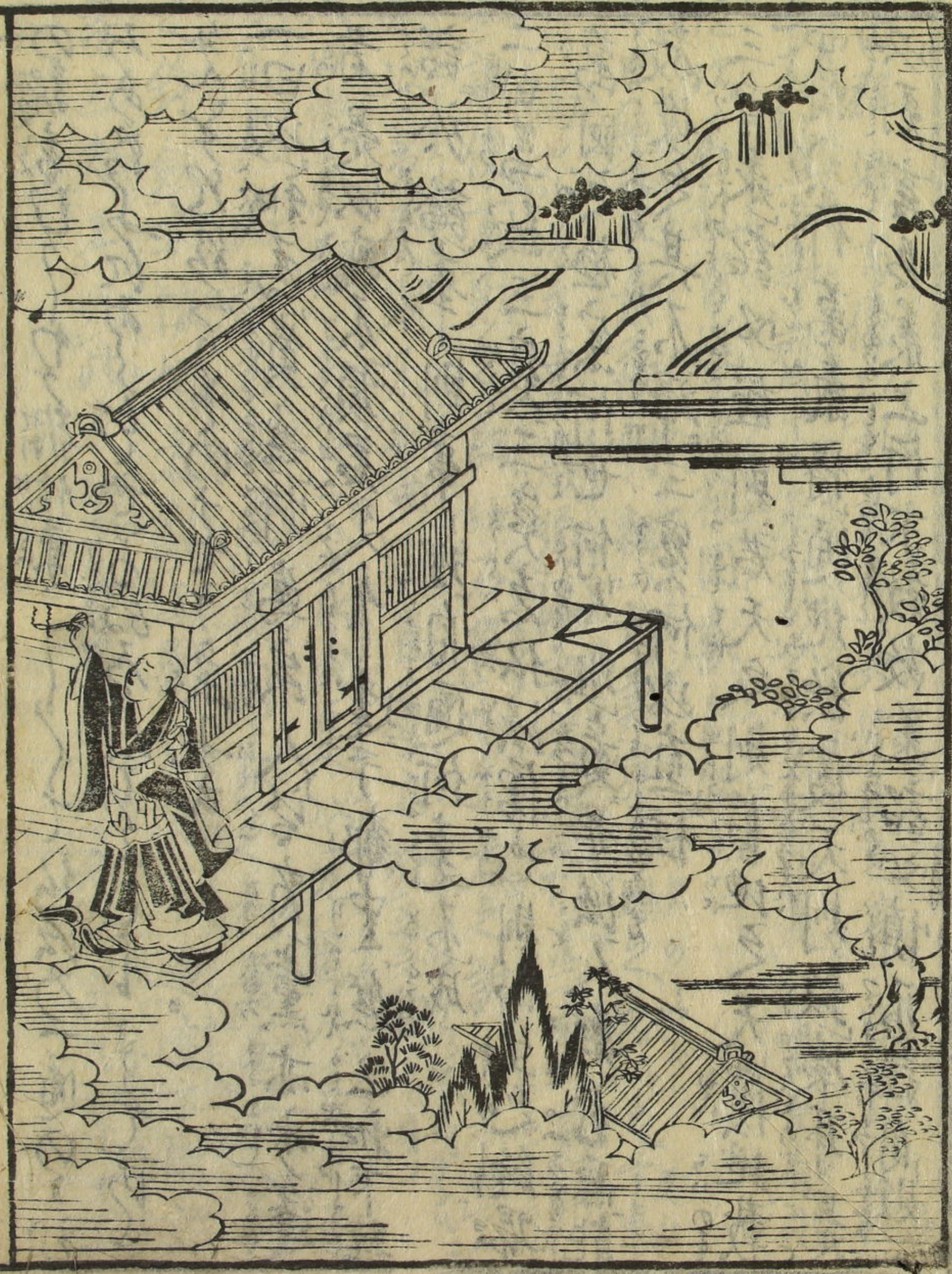
○太子三十二歳推古天皇十一年癸亥年去来同王于筑紫  
 紫ふく菟一羽の太子の口勅乃奴取一將軍と  
 頼し以て冬十月天皇少磐田の宮に遷りては  
 子法の法師を命じて安宅館と海ざし十二月  
 大楠をひよ頼と造り旗を信くし十二月五日  
 羽の信と頼と造り旗を信くし十二月五日

○太子三十二歳推古天皇十二年甲子年夏の以一御の表  
 御法を推古天皇は御表よりつと奏し給ふなり  
 竊に御表大聖は慈悲深きのみありに信法也法  
 につとみそそみゆりつと給ふなりと信くし給ふなり  
 みよるれ仁義礼智信のみ常とわすれぬなり  
 りりといはれ三有の若海とあえて十方也也か





四天王寺  
金堂



太子傳

之に御感ありて末代王法の観模るりとして高僧は  
 解脫を命じて二僧を書寫せしめ世間を披露せし  
 りし路へり去るるは自筆に抄書を勅封と付く法  
 隆寺の寶藏をよめとめられし二僧とありて中  
 とうりし末代は法を承てせらるるにありしは  
 弘仁元年の政通乃りんよりを承て弘仁元年の  
 四天王寺二僧の金堂に攝りて人の心板より野の  
 弘法大師の御書とありし書ありしは路へり奥永  
 年中に心板より七ヶ條の三條に記してありて  
 一ヶ條よりありしは式目とありし書ありしは  
 しく日年玉の御書とありし書ありしは  
 くにありし書ありしは

太子傳

七葉憲法

三空

の詔をじつにわが御化衆にせしめて弘法乃一道の云  
 りめ給ふたあをせり給ふ乃らるるにせりては  
 知んては給ふりその十七の条云  
 一曰以和為貴無忤為宗人皆為黨亦少違  
 者是以或不順君父作違于鄰里然上和下睦  
 詔於論事則事理自通何事不成  
 二曰篤敬三寔三寔者弘法傳也則四生之終歸  
 萬國之極宗何也何人怨貴是法人群尤惡能  
 教從之其不歸三寔何以直枉  
 三曰兼詔必謹則君天之則也地之天覆地載  
 四時順行萬氣得通地欲覆天則致壞耳且  
 以惡言為兼上行下效故兼詔必慎不謹自敗

四曰群鄉百僚以禮為本其治民之本要在於禮  
 上不礼下弗齊下無礼以必有罪是以君臣有禮  
 位次不乱百姓有禮國家自治  
 五曰絶饗棄欲明辨訥詒其百姓之訟一日千事  
 一日尚介况乎累歲須治訟者得利為常見賄  
 聽讒便有財之訟如石投水之者之訥似水投石  
 是以貧民則不知所由臣道亦於要關  
 六曰懲惡勸善古之良典是以无匪人善見惡  
 必匡其詭詐者則為覆國家之利器為絶人民  
 之鋒刃亦佞媚者對上則好說下過遠下則誹  
 謗上失其如此人皆無忠於君無仁於民是大亂  
 本也

七日人各有任掌道不濫其賢哲任官頌音則  
起嘉者在官禍亂則繁也少生知克念作聖事  
无大小得久必治时无急緩遇賢自寬因此回  
家永久社稷勿危故古聖王為官以求久為人  
不來官

八日群卿百僚早朝晏退王事靡盬終日難盡  
是以遲朝不遲于急早退必事不盡

九日信是義本多事有信其善惡成敗要在  
信群臣共信何事不成群臣無信一事悉敗

十日絕念棄瞋不怒人違人皆有心心各有執  
彼是對我非我是則彼非我必非聖彼必非愚  
共是允吏耳是非之理誰能可定相共賢愚如環

多端是以彼人雖驥還恐我失我雖得從

衆同舉

十一日明察功過賞罰必當日者賞不在功罰

不在罪執事群卿宜明賞罰

十二日四司國造勿斂百姓國靡二君民无兩主

率土兆民以王為主所任官司皆乞王后何敢

与公賈斂百姓

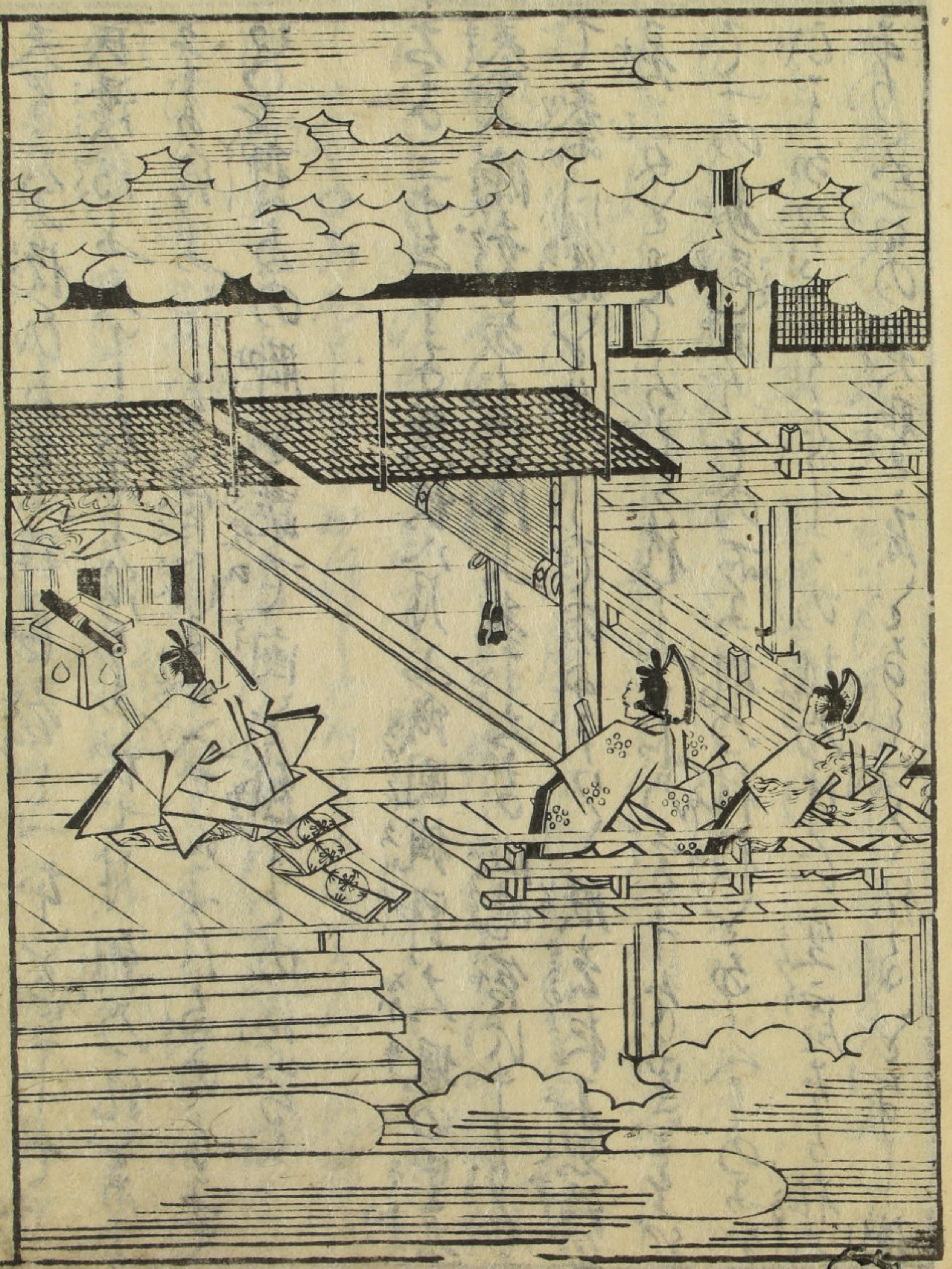
十三日法任官者同知職掌或病或使有關於  
事然得知之日和如曾識其以非與聞勿妨公

務

十四日群臣百僚無有嫉妬我既嫉人人亦如我  
嫉妬之患不知其極所以勝智於己則不悅



優<sup>まこと</sup>尤<sup>も</sup>於<sup>に</sup>己<sup>を</sup>則<sup>す</sup>嫉<sup>み</sup>妬<sup>み</sup>是<sup>を</sup>以<sup>て</sup>五<sup>は</sup>百<sup>は</sup>歲<sup>の</sup>之<sup>の</sup>後<sup>に</sup>乃<sup>も</sup>今<sup>も</sup>遇<sup>ふ</sup>  
 賢<sup>けん</sup>千<sup>せん</sup>載<sup>さい</sup>以<sup>て</sup>難<sup>し</sup>待<sup>た</sup>一<sup>は</sup>聖<sup>せい</sup>其<sup>の</sup>不<sup>た</sup>得<sup>ず</sup>賢<sup>けん</sup>聖<sup>せい</sup>何<sup>を</sup>以<sup>て</sup>治<sup>む</sup>國<sup>こく</sup>  
 十五<sup>じゅうご</sup>曰<sup>く</sup>背<sup>を</sup>私<sup>を</sup>向<sup>か</sup>公<sup>を</sup>乞<sup>を</sup>乞<sup>を</sup>臣<sup>を</sup>之<sup>の</sup>道<sup>を</sup>矣<sup>や</sup>凡<sup>そ</sup>人<sup>は</sup>有<sup>る</sup>私<sup>を</sup>必<sup>ず</sup>有<sup>る</sup>  
 恨<sup>を</sup>有<sup>る</sup>恨<sup>を</sup>必<sup>ず</sup>非<sup>ず</sup>同<sup>じ</sup>非<sup>ず</sup>同<sup>じ</sup>則<sup>して</sup>以<sup>て</sup>私<sup>を</sup>妨<sup>ぐ</sup>公<sup>を</sup>恨<sup>を</sup>起<sup>す</sup>則<sup>して</sup>違<sup>ふ</sup>  
 制<sup>を</sup>害<sup>を</sup>法<sup>を</sup>故<sup>を</sup>初<sup>め</sup>章<sup>を</sup>云<sup>ふ</sup>上<sup>は</sup>下<sup>は</sup>和<sup>を</sup>睦<sup>を</sup>其<sup>の</sup>亦<sup>も</sup>是<sup>を</sup>情<sup>を</sup>欽<sup>を</sup>  
 十六<sup>じゅうろく</sup>曰<sup>く</sup>使<sup>を</sup>民<sup>を</sup>以<sup>て</sup>時<sup>を</sup>古<sup>を</sup>之<sup>の</sup>良<sup>を</sup>典<sup>を</sup>故<sup>を</sup>冬<sup>を</sup>月<sup>を</sup>有<sup>る</sup>簡<sup>を</sup>以<sup>て</sup>可<sup>し</sup>  
 使<sup>を</sup>民<sup>を</sup>從<sup>を</sup>春<sup>を</sup>至<sup>を</sup>秋<sup>を</sup>農<sup>を</sup>桑<sup>を</sup>之<sup>の</sup>節<sup>を</sup>不<sup>た</sup>可<sup>し</sup>使<sup>を</sup>民<sup>を</sup>其<sup>の</sup>不<sup>た</sup>農<sup>を</sup>  
 何<sup>を</sup>食<sup>を</sup>不<sup>た</sup>桑<sup>を</sup>何<sup>を</sup>服<sup>を</sup>  
 十七<sup>じゅうしち</sup>曰<sup>く</sup>本<sup>を</sup>事<sup>を</sup>不<sup>た</sup>可<sup>し</sup>獨<sup>を</sup>斷<sup>を</sup>必<sup>ず</sup>与<sup>を</sup>衆<sup>を</sup>宜<sup>を</sup>論<sup>を</sup>小<sup>を</sup>事<sup>を</sup>是<sup>を</sup>輕<sup>を</sup>  
 不<sup>た</sup>可<sup>し</sup>必<sup>ず</sup>衆<sup>を</sup>唯<sup>を</sup>遠<sup>を</sup>論<sup>を</sup>大<sup>を</sup>事<sup>を</sup>若<sup>し</sup>疑<sup>を</sup>有<sup>る</sup>失<sup>を</sup>故<sup>を</sup>与<sup>を</sup>衆<sup>を</sup>相<sup>を</sup>  
 辯<sup>を</sup>辭<sup>を</sup>則<sup>して</sup>得<sup>る</sup>理<sup>を</sup>矣<sup>や</sup>



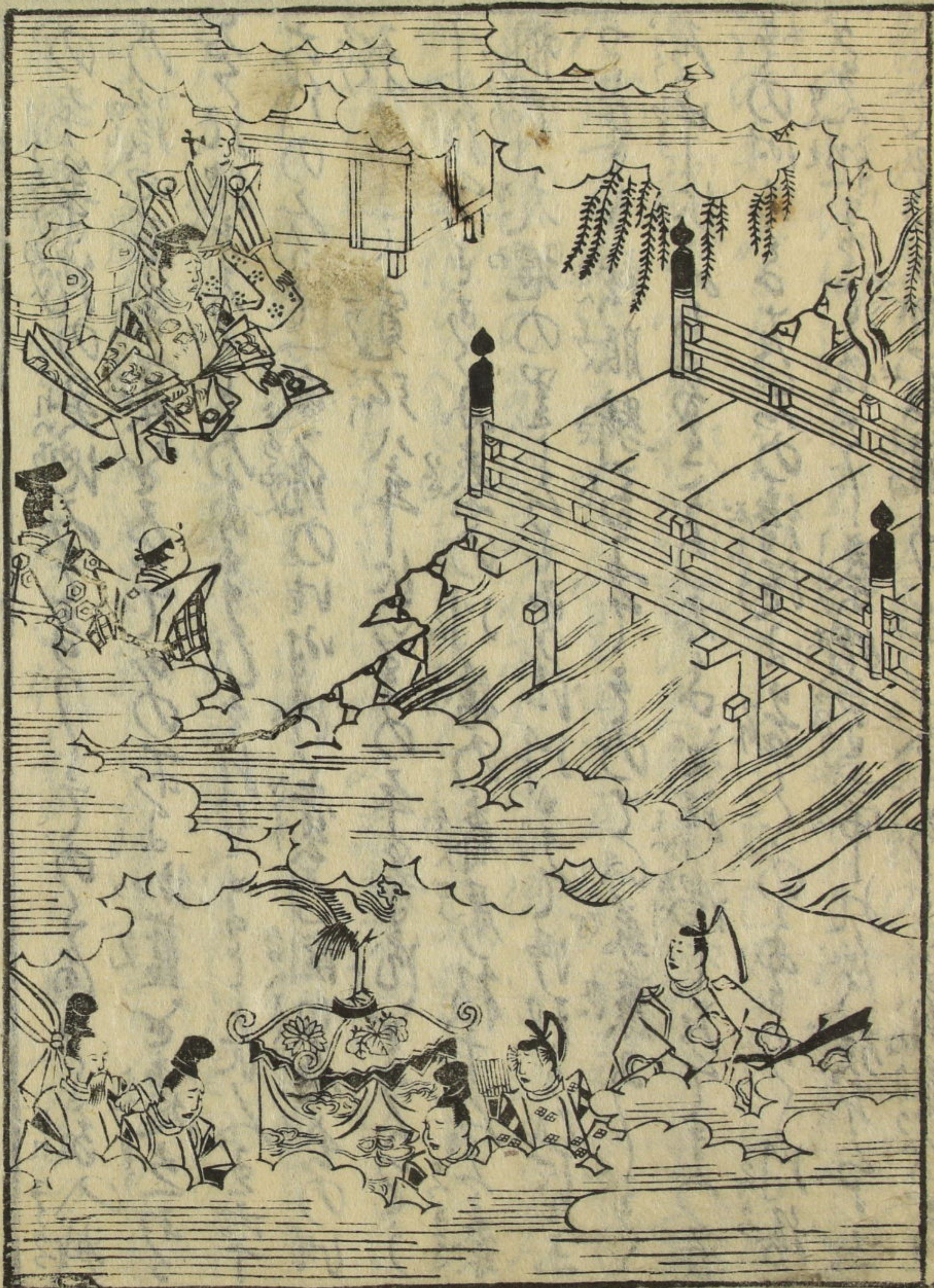
天皇太子の悦びはまゝに群臣各々一本と寫して可  
氏讀傳ふ天下大ふり治るる秋七月朔乃れとあり  
をよめ終ふとて宮門は若入せんよれ支のよそ  
ひを押ぬの脚と跪て國と結ふとの治るる

○右子二十三年甲子歳秋八月山城國楓野大堰の里に  
秦ふ際寺ありとせ終ふ事太子班鳩宮にまゝりし  
て秦川縁とせりてのありりく朕を來不思深の  
君もよとんくくくくくくくくくくくくくくくくく  
て一の秦邑ありその西に楓乃林枝とありくそのあか  
いもありくくくくくくくくくくくくくくくくく  
あり六百の災聖とありくくくくくくくくくくくく

妙の言教とありくくくく常の流法とありくくくく  
やとくくくくくく川勝清とありとせとありくくく  
ありくくくくくくくくくくくくくくくくくくく  
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく  
おあり楓林の中に空屋たり枯木ありとせこれ中  
に轉ありくくくくくくくくくくくくくくくくく  
れとくくくくくくくくくくくくくくくくくくく  
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく  
ゆゆんありくくくくくくくくくくくくくくくく  
らびなきり先守とて隱幸ありとてくくくくくく  
和の言とせ終ひあり白泉川のあり川原より宿せ  
しめたまふ州ふた子南にむらりて小野大守り

都てのくさうりくされちあひあひの中心時法少さ  
うの異地仏法と王法とけあらるる始て神教  
法の異みきりこり強きこり辰巳の方れ山乃ぬ  
りた釋迦也素持法輪の大光明耀然りあ入滅  
乃後一百年とるて人王四十五代のあまるとまて  
彼持法輪の末のあふたなる佛とはり大  
伽藍と作らんとあまひなれど小野大匠これ  
と記述しありたりとはあふあま素持の法とて  
そらうりて聖武天皇とじりしれりて白茅  
乃大伽藍つもの東大寺と建立し金剛の十  
六丈の盧舎那仏と安坐し終りありゆり日  
る法橋とてとてた子行きあり終りあゆみ

の平等院の異地みそらうりてのあゆりあ入滅  
乃後四百余年とるてあふあ伽藍と建立あ  
るに地考ることあまひなれどまこと人王十  
六代のあふと一系院の法時清実乃関白乃長  
院として寛弘八年にの平等院とあんつら  
り終つらとあふ素の川傍の春原に十人素  
桐野大堰の里らとらう治川とて流じひに素  
つらなる袷服驛とてそのていあ素あ  
屋中にみらるるこりた子と洋端したてまら  
そのあらるあふの侍従よりあゆり川傍  
うまにたよりあふ素始より帝は氏族た  
うとそれああ饒とてあゆりて縮繖とれ



新由に衣服羨研なりこれ天下國家此を宮人か  
 つし本の初よりして所縁の眷属各々太子に侍  
 獲食と献し宴とてく見せしる陪後趣へ儘より  
 已上三百餘の人数しとくを解飽々れしをみ  
 くにうらむび路ふ

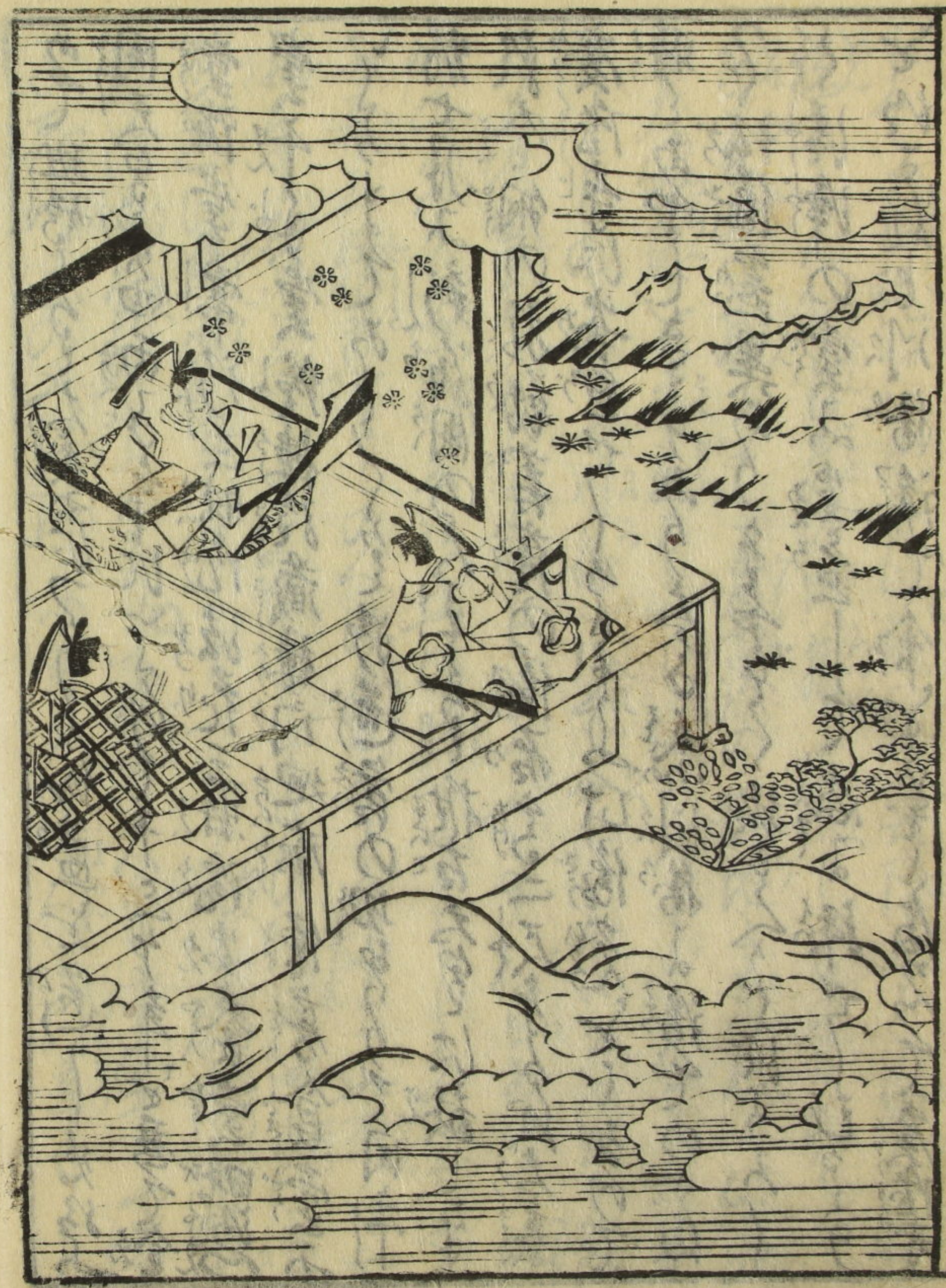
○ その日山嶽國大素桐野大壘の里に隈ありありせ  
 るをうひて楓林といは流るるに流るる乃しく楓林  
 の中に空虚なる杭本ありを愛して微妙なる澤去  
 るるる。六百の賢聖を流漢並吞てた。葉の陸典と  
 瀬し常に天人充滿をく妙花と捧ぐ凡そ  
 之を悦ばせしんて中られとてさるる澤新い  
 そあり路ふ思獲なる異地をく



びあふ大伽藍と建ち立てしやあかりあつて  
 まげ假乃宮といふあまをせしむるふ不別ふ志を遊  
 とりぬたむ假の宮あましくしてたむの侍に  
 給くのあましくあけ地と相らるにあ中のあ  
 地をり龜を飼て糸薙れ地あを塞て去武志  
 あり河その氣よりと東にうが移る吸さ  
 とる岳の上の龜神宮宅とありて常に  
 そして守り護ししあまのあふ殿神あり西は極  
 靈の神とありて四神相應の靈地ふしそ  
 あふびは伽藍守護の神明法衣にさるをり  
 まりて現しあふなり二百年の後一人の  
 まあつてあふびあふ妙とありて法衣に

して舊軌とあつては佛法真際まゝに伽藍安  
 穩うゝんを長春の門傍に命じてのゝあはく  
 名もあは感して不思議の聖地は東なりけり  
 る大伽藍と建立せしめし伽藍にまゝあり  
 たりとの宮りともまゝありては日ありて班  
 鳩の突ふ還河をぬけ時よりまゝありて年  
 小再三儀式とてのく漢ありてせしめたり  
 ぬ年をせしめたり又かきとては儀式とて  
 不意に隱ありてありては編は廣隆寺に  
 藍河造宮のありては又推古天皇の十三年小  
 子百濟の入法行ふは徳人とて行幸せし

めて班鳩よりとて長春にうつりて伽藍と造りては  
 同天の廿四丙子年にうつりて十三年と歴て金  
 堂海堂常行三昧院法苑三昧院安養堂毗沙  
 堂千手堂鐘樓藏樓門廻廊僧房食堂堂不  
 いりてありてありてありてありてありて  
 於七月に新羅國の大王子と推古天皇に献しな  
 於金銅の弥勒菩薩の像高二尺ありて大素  
 廣隆寺に安置せしめたり又伽藍とてありて  
 時におやしきことありてありてありてありて  
 りて伽藍聖異ありてありてありてありてありて  
 く清淨の堂に安置して慈を降せしむるあり  
 とありてありてありてありてありてありてありて



金堂の本堂に安置し、神乃戸帳とてまじり  
 了て垢穢不淨の人は、しりしりに拜せしむる事  
 あり、れと後世に記し傳へしむるに、如くは、あつて  
 仏教より戸帳と名づく、然るに、いふに、神勅、是る今  
 名、廣隆寺金堂、淨厨子の内、西方に安置し、て  
 現存せり、又推古天皇十一年、以百濟、西より渡りし  
 こと、まゝ、今、銅の妙念輪、執者一軀、太子小觀、田の  
 宮、まゝ、しりて、泰川、傍に、附屬し、給ふ、日、年、記、曰  
 推古天皇己亥、皇太子、法法、太子、我、有、る、佛  
 像、惟、得、是、像、以、奉、和、洋、時、泰、川、傍、を、曰、和、洋、之  
 像、定、仏、像、因、以、造、絳、園、寺、ま、ま、と、給、ふ、事、と、又、を  
 廣隆寺、と、名、を、つ、り、し、以、佛、像、の、妙、念、輪、執、者、一、軀、と、

金堂沙厨子内奉方に安座すく現存せり又推  
 古天皇廿七年太子十八歳に太秦へ沙隱寺より  
 くて寶塔の心柱として舍利と納め幢蓋等と  
 りて莊嚴して伽藍乃供養と枕形に常任此  
 僧侶一十口とありしと云ふ寶塔沈の供田十口  
 の傍としてゆりあり時の身瘡よらと大室七十房  
 小室七十房ありと云ふと十口のみと云ふは傍  
 と云ふ事とせば内太子を戒してのありし常任  
 の傍十口のみは傍らと云ふはもと戒と云ふ事  
 羞慚之愧の事と即日に擲出と云ふはこれとも  
 以て恒例として後昆に記し傳ふる事と云ふ事  
 此別寺の主人乃水田三十町寺は後の山野六十町

と太子廣隆寺のち燈はあて形ひあまなり  
 又推古天皇廿七勅して寺は沙隱附の繪  
 に曰柞奉寄附廣隆寺る田園の事と東  
 八限東山限西山限南を限流川流地  
 限山右奉為天子玉柞安穩天皇地久具隆佛法  
 廣作仏事也と云ふ又太子沙入滅の後推古天皇廿  
 七年於七月新羅王乃大皇太子大使奈末智  
 洗尔と曰奉國へけりして仏像幢蓋等と欽  
 して奉てさる柞古帝勅して仏像と大秦廣  
 隆寺に納め奉りあり佛像と云ふ於奉此皇秦  
 苑あり太子一周忌の沙長了也推古天皇の勅  
 によりて太子少く枕形ゆり也太子みゆり敷刻



一、太子傳七、於廣隆寺廻廊の内、安坐してこれ  
 と太子崇と号するや、これ廣隆寺ハ聖徳太子  
 日本國より、めて八ヶ所の大伽藍淨土建立、乃、後一  
 りして、推古天皇、勅、於、寺、あり、と、素、川、徳、乃、方  
 子の命に、ま、こ、ひ、檀、越、と、あり、み、み、海、に、津、大  
 氏、寺、と、崇、致、し、ま、り、お、京、の、あ、お、て、仏、法、最、初  
 の、大、伽、藍、と、り、後、は、假、乃、宮、と、寺、と、し、て、檀、越、は  
 ら、ま、り、し、な、り、ち、ら、と、た、ま、子、の、み、み、お、ま、と、こ、い  
 造、之、し、ま、り、ま、り、八、角、乃、淨、持、佛、堂、の、ま、に、現、存  
 せり、又、陸、の、陽、帝、と、り、ま、り、を、所、祿、地、兼、兼、意  
 傳、説、者、と、り、淨、自、化、淨、經、と、安、坐、せり、と、り、の、り、  
 仏、園、具、佛、刹、は、緣、起、あり

太子假乃宮、よ、中、レ、て、都、遷、此、次、中、と、為、く、を、地、以、令  
 り、系、し、ま、り、元、前、作、り、末、作、し、ま、り、是、れ、七、ヶ、處、よ  
 り、わ、つ、七、ヶ、處、よ、山、崎、園、を、名、稱、と、都、と、遷、し、ま、り、は、も  
 傳、は、り、此、所、よ、施、乃、木、と、ま、り、た、ま、子、は、法、園、邊、中、に、  
 於、り、於、と、お、京、に、遷、し、ま、り、た、ま、子、觀、佛、を、奉、り、り、還  
 佛、た、お、京、本、和、田、山、あり、て、東、山、持、て、お、野、大、は、り、昔、て、曰  
 雲、乃、淨、土、は、崇、ま、り、り、れ、佛、園、建、立、の、瑞、相、也、持、死  
 後、二百七十年とあり、一人乃、汝、門、あり、世、不、り  
 佛、堂、と、建、立、し、ま、り、は、稱、氏、ハ、他、と、あり、此、是、我、後  
 身、也、と、ま、り、後、よ、人、白、し、ま、り、六、十、代、延、喜、乃、帝、は、淨、土、  
 齊、傍、西、昌、平、元、年、よ、延、喜、の、勅、經、と、り、ま、り、今、も、  
 佛、刹、と、建、立、し、ま、り、志、言、密、を、教、と、し、り、あり、あり



聖德太子傳卷八

三十四歲

若子班鳩宮に遷移 年 通告之事

三十五歲

勝鬘經海濱之事

三十六歲

小野大臣姉子遷御山 先月淨土持法在壇  
年 御道具等持集之事

三十七歲

隋朝使裴世清來朝之事

太子自入夏法華院將素之事

三十八歲

後學院疏御製作之事

三十九歲

高祖陳僧來朝之事

皇太子奉齋事

聖德太子傳卷八

後三十四歲至三十九歲

太子母曰之清乘且推古天皇常に太子の好洗と

てせいでんをわす。鞍作をよ令銅繡乃佛像と

はく甲斐つり彼佛の工鳥とつちる百濟玉聖明王

のやとほとつちる佛工司馬達子才と仏のそく

この名成えとつち。洞とつち務佛繡やいぬいほとを

るりそらあ務の繡佛とあつちつちせとつち天皇み

けつらぬいぬつち。天皇の國の曼陀羅と天皇みみ

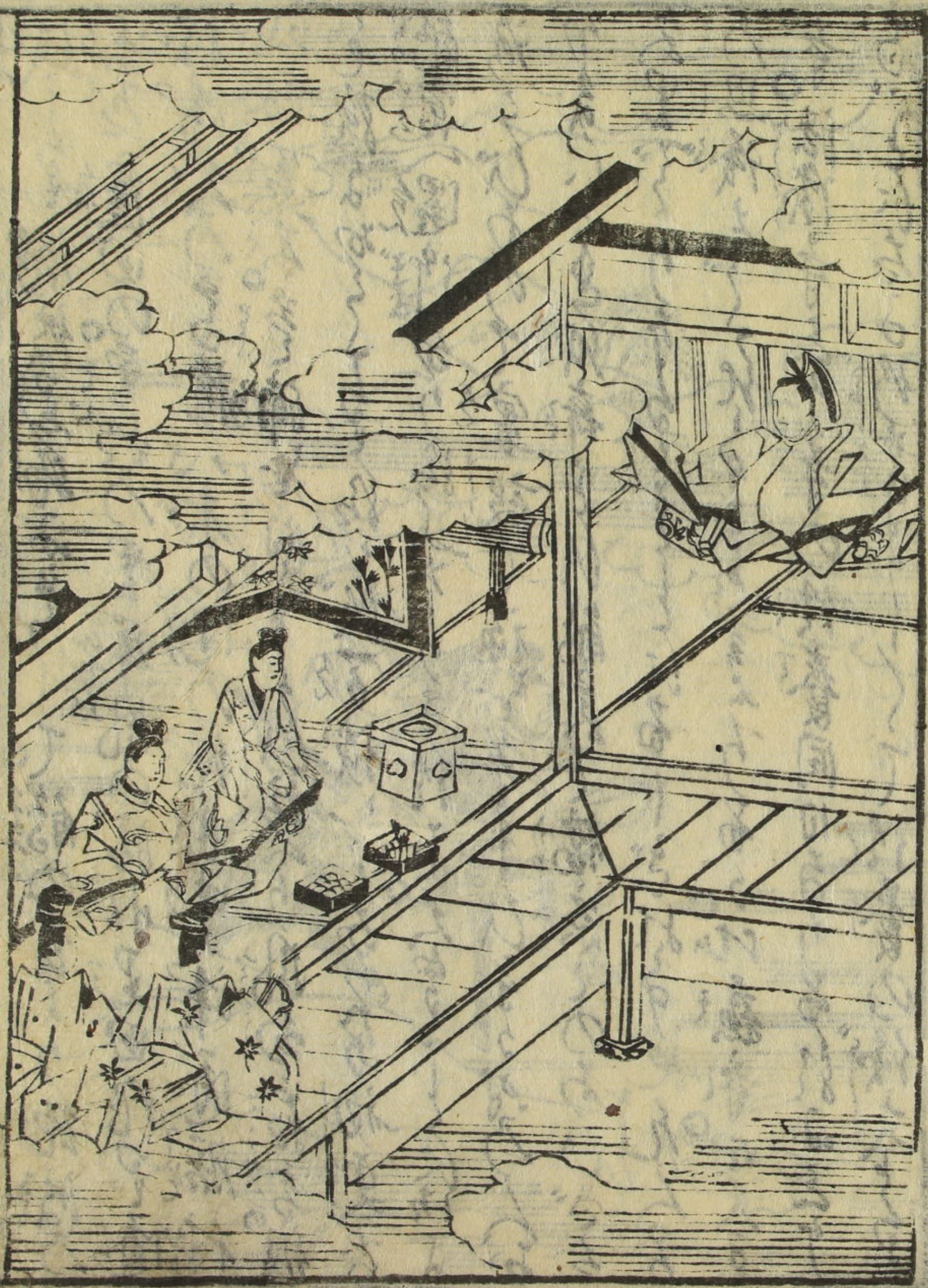
ぬい新つちとあ金洞の夫六乃清乃小塗一先をそく

らつちんあめにとる藤の大真王と天皇みみ二百五

袴ききせしめぬり宮仕りあてて後集の志と  
 あぢあぢねみそ十月ふた子班鳩の宮にうり給ふ  
 天宮小遷宮のうり奏しむるまひたれた天宮は  
 涙よじせびぬぬまひるたるま宮とらとてとて地  
 雨ふらりぬぬりんとあうくゆ歌あり集れぬ子奏  
 一そとりのいぬぬい班鳩のまはありぬぬい  
 をてぬいぬととあ終りそとてんぬぬち地りぬ  
 物とりぬぬぬ宮中ぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬ  
 ぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬ  
 よぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬ  
 ぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬ  
 ぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬ

中野大工の創卷八

三十四巻之三十五



六六傳八





おもひの苦しみの苦果とくろくは高きおひく様  
 とるさむり志ト極るれこが体ゆりせも田は換り  
 したまふ下とのあるは田のありるれあり  
 道んともうしち子れ田赤いあひくき地中ちり  
 出家して佛道よりぬき子まうが教人の縁の計  
 吾が赤いゆり木をあらぬりあがりや  
 くれぐれはのほろりれ田は半馬の非地として  
 末代まきくけ款ありとそ大なるのやれ田おを  
 一及十歩はをろくし牛るれはえと流  
 とくひありたるや。おまうりあつく大和のふふの  
 けりれ田り繩のちとして田光るかりてれ  
 十歩末代まきくゆるや



天子廿五歳推古天皇十四年

西 寅集

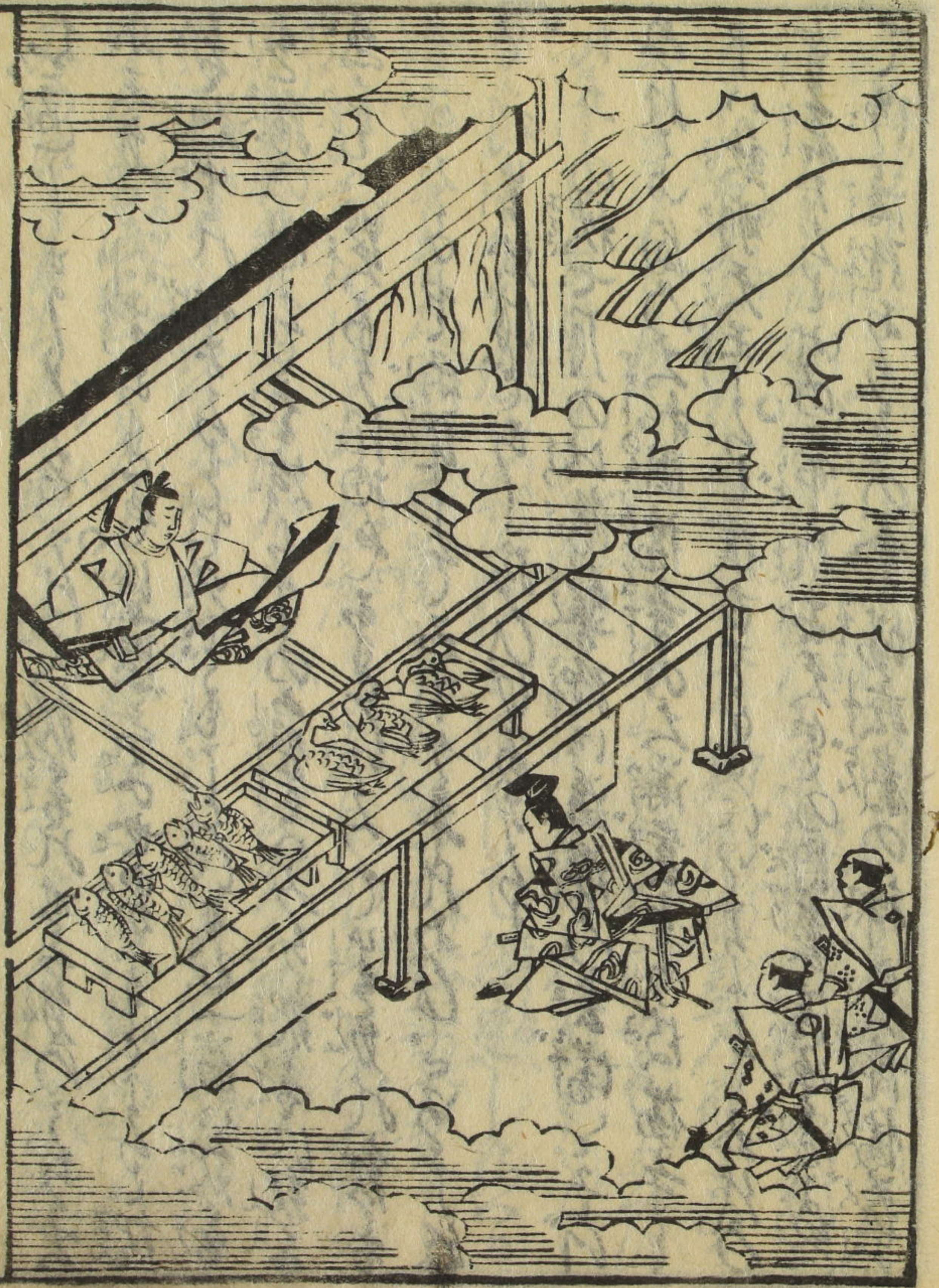
春三月壬子班鳩の宮にまゝしくしてまゝふ命じて推坂  
 山園よりつらとるものありし平郡の里とらむことありしを  
 のつらつらと三百里に渡りて氣わりやまふに平郡  
 の神も小將軍をよものらとて傳へりありてはゆきとま  
 りてそつらつらとるものありし親屬とありしをそつらつらと  
 りてそつらつらとるものありし一切の物もそつらつらとるもの  
 ありしをそつらつらとるものありしをそつらつらとるものありし  
 をそつらつらとるものありしをそつらつらとるものありしを  
 そつらつらとるものありしをそつらつらとるものありしを  
 そつらつらとるものありしをそつらつらとるものありしを  
 そつらつらとるものありしをそつらつらとるものありしを

とらつらつらとるものありしをそつらつらとるものありしを  
 そつらつらとるものありしをそつらつらとるものありしを  
 そつらつらとるものありしをそつらつらとるものありしを  
 そつらつらとるものありしをそつらつらとるものありしを  
 そつらつらとるものありしをそつらつらとるものありしを  
 そつらつらとるものありしをそつらつらとるものありしを  
 そつらつらとるものありしをそつらつらとるものありしを  
 そつらつらとるものありしをそつらつらとるものありしを  
 そつらつらとるものありしをそつらつらとるものありしを  
 そつらつらとるものありしをそつらつらとるものありしを  
 そつらつらとるものありしをそつらつらとるものありしを  
 そつらつらとるものありしをそつらつらとるものありしを

太子傳



ありあがりこのゆかに一心痛みの人々をゆく者解脱  
 乃巨益よあけたり一公礼葬のときとづらひ又二束あか  
 と瀧をこきとくしくに感念のとき月々世に於て水ふ  
 うりよきえんあふくつてたえ十九元法の菌よん  
 とうくれとく親を大聖ぶひ乃あまらる又有徳者子  
 とあつたれ家柄の徳者ともなり志がくく人評を  
 取ドゆ一生み十年也利生うくこをさくこと此之  
 乃の仲あいの力をと現に終ひあり也は証生より十九  
 元服者男利利生あれり十九元服え服るとは一  
 辨のあひびと信形あてましくくれと親を優待せ  
 乃利生あれたら廿二の法年よりと推古天皇御評  
 位廿一年は乃御更あてて天下をあらめ日中園地

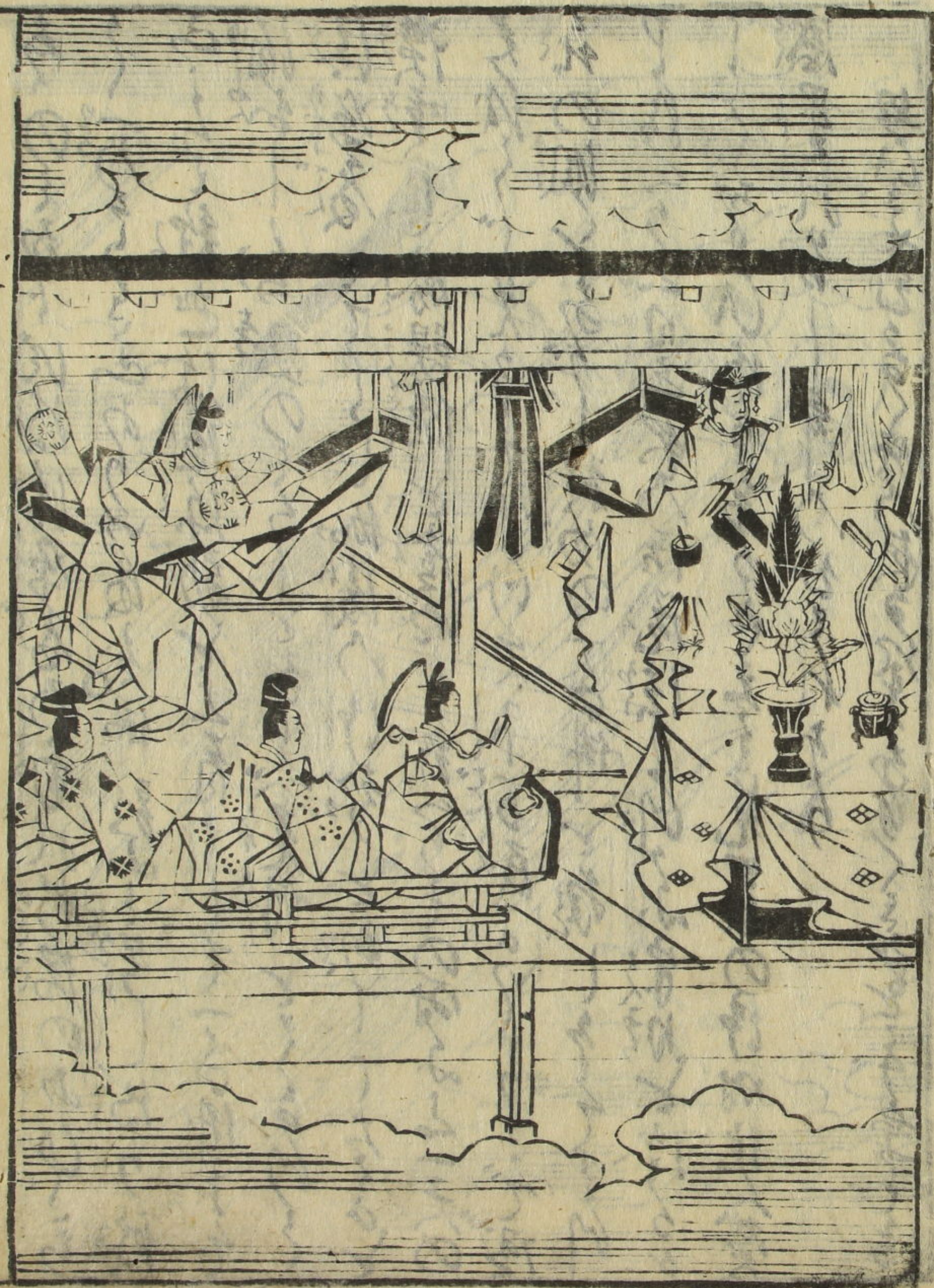




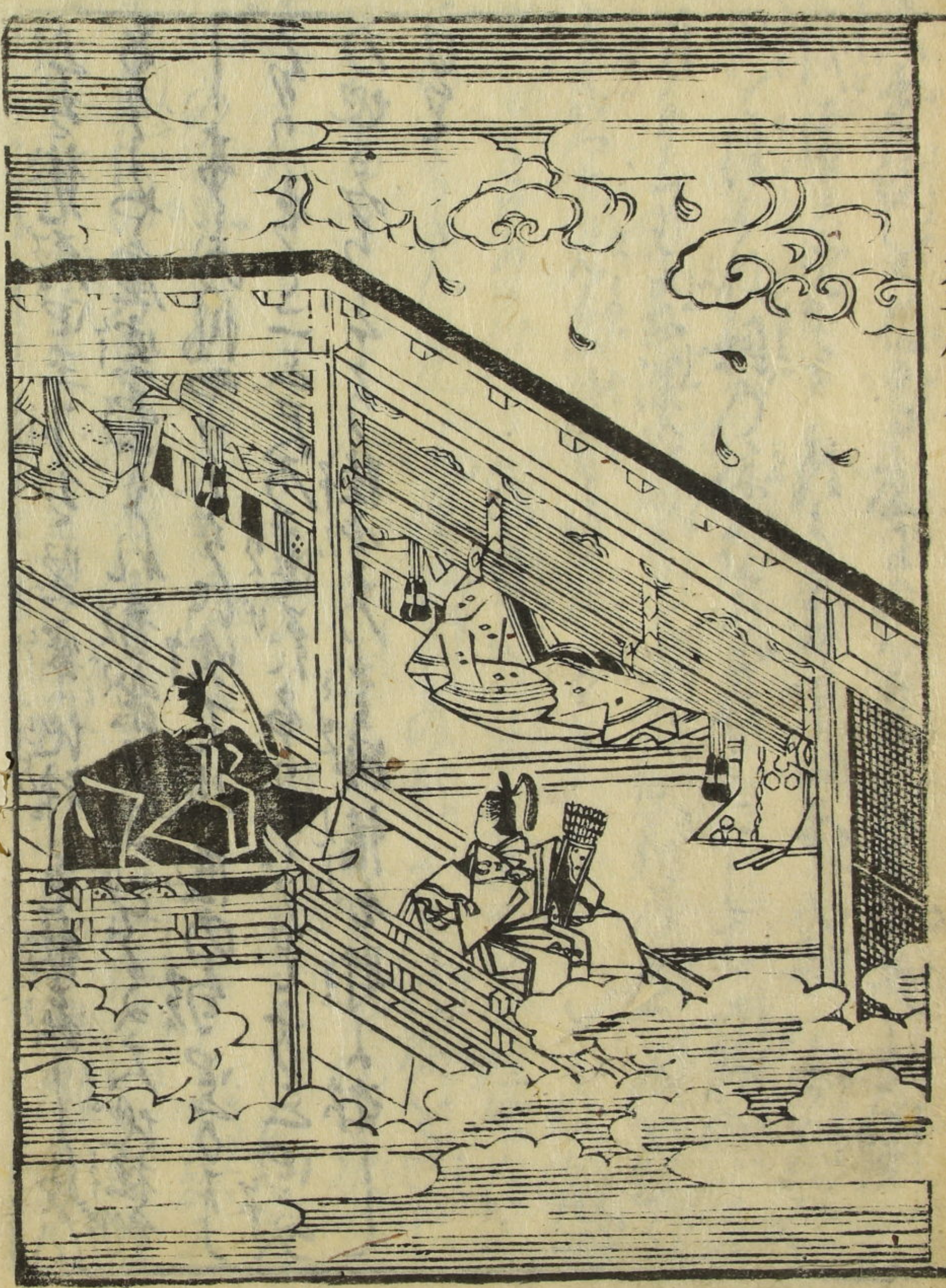
大東経と相尋る塵よのかり抄ひく。湖は尺経を  
係傳よみやり終るあり。四年八音此の義を  
玉とはね祠乃林たわがやうにしては水の波志  
けりやうと甚深のめをとのべ務義乃奥義とむ  
ま終りりん終日ゆれよるありきこのものを  
微とさりめ終り湖の波を共三かれ中にふ  
玉のとうと伏況。傳傳寒の形をしては輪と傳じ  
強ひあらる。古今末常なるありけれは推古  
天皇然とて終るとして三公百官もくを湯  
作のうらな終るよをほ終る乃波とるがくを終上  
下信伏のうらとありゆりけり。被勝賜終るの  
一巻の抄終るあり三日抄海濱ありける終終る夕

今を梵天に王下を堅牢地神を轉動し終る  
ありや虚空雲とれ音衆平ふらむ大地搖動  
しもの風やうらに吹て梅樞の匂思ひり  
りりもと二三尺乃蓮花ありとるに三方三思  
乃地よりとるし終る終る乃を換信を肝よ終し  
けり

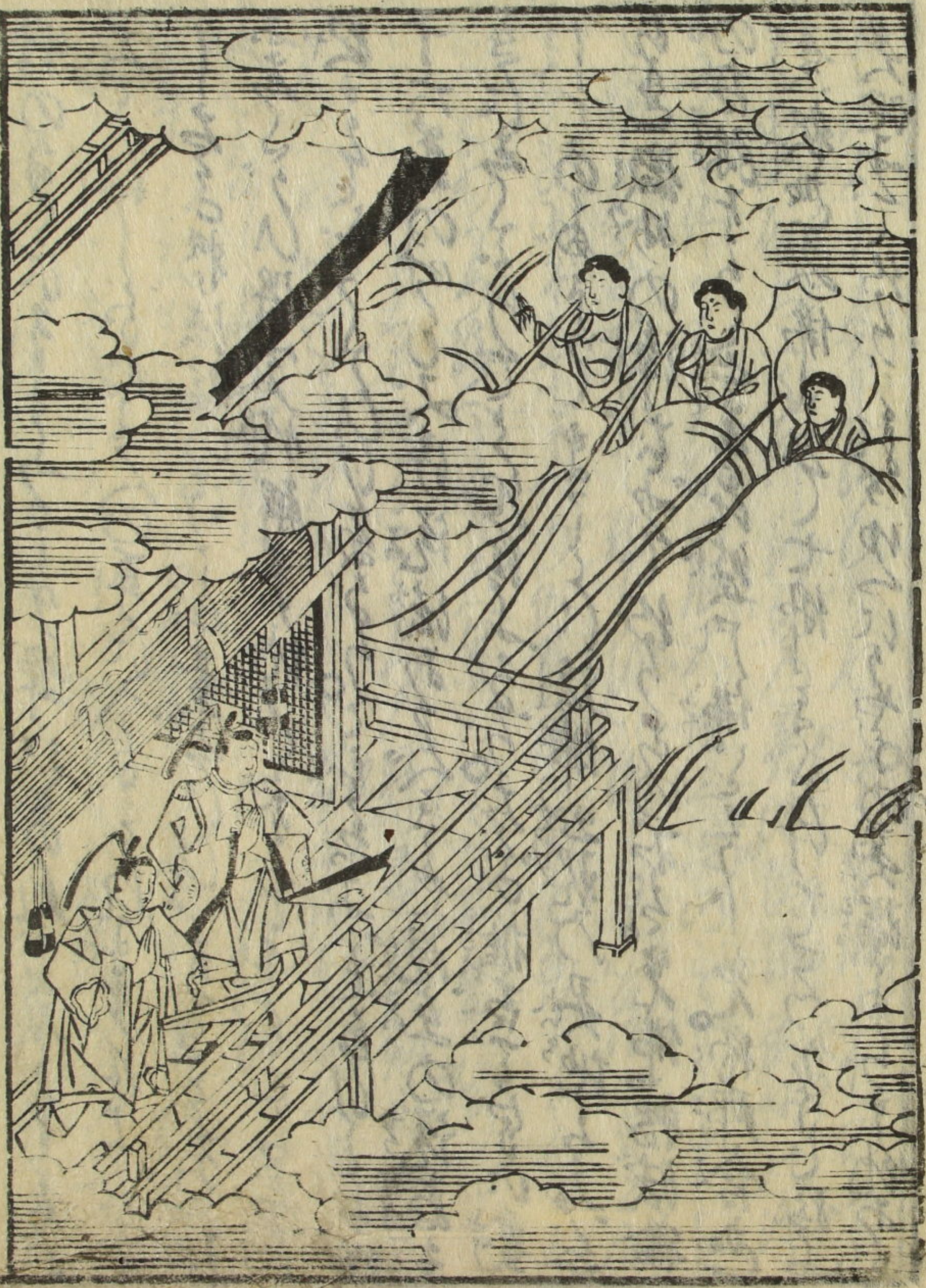
太平傳



太子傳



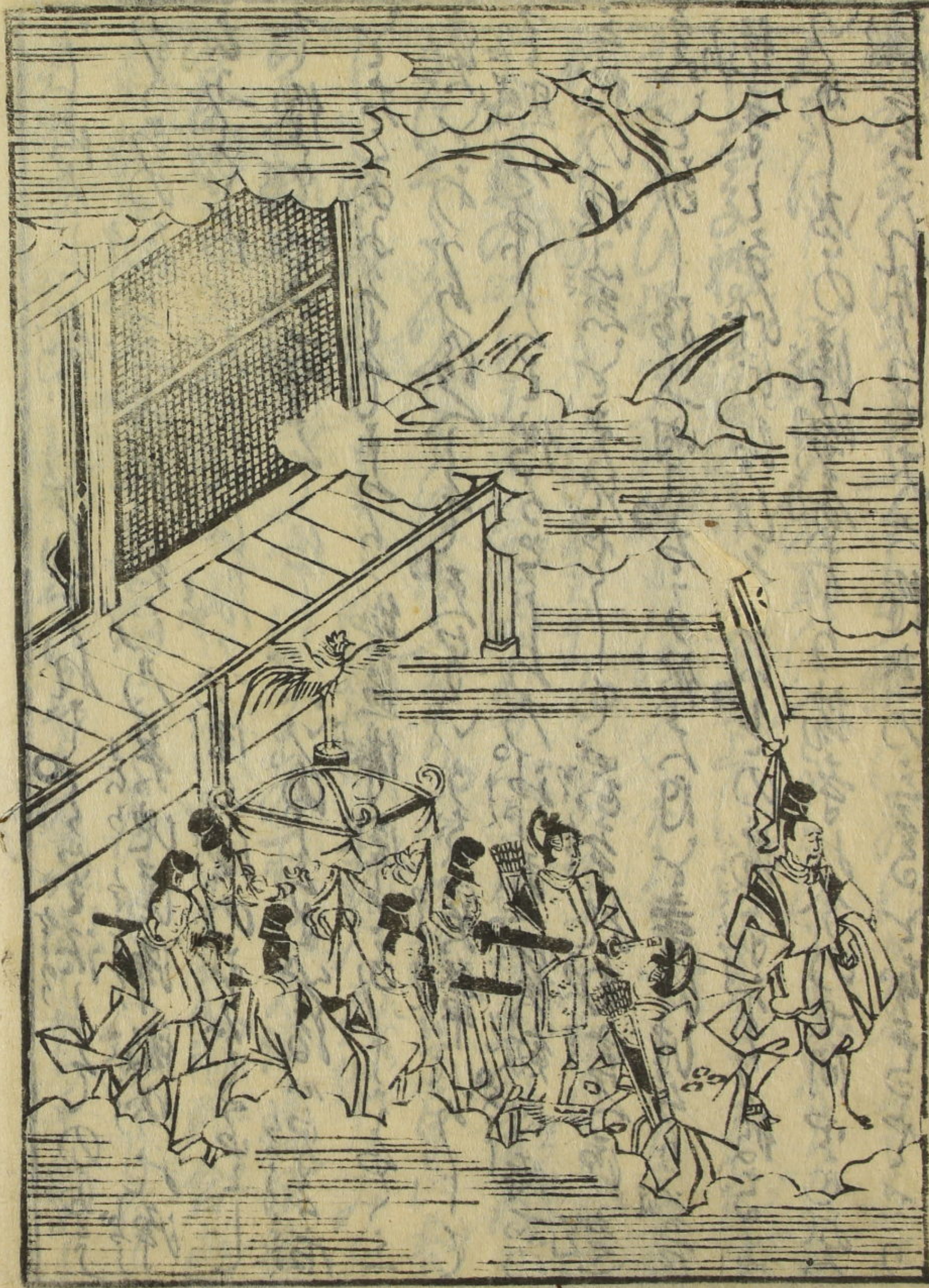
太子傳



其のまゝにばは法華を乃むれは場のあひら  
 く一乃らさしありいぬと。佛影と驚しけり  
 ろらと新抄法華とく育として一子佛を  
 誦せし鳥慧のまゝとありて光明とくまの  
 法華とてし伽藍の法華とてわけてまの  
 撰嘆し勝鬘とて法華とて新抄そのまゝとく  
 法華とて其のまゝとて下りて其のまゝとて  
 其の淵とありて終向のまゝとてわけてまの  
 法華とて其のまゝとて法華とて其のまゝとて  
 しとありしけりありて其のまゝとて其の  
 感聖れ告一奇なりとてわけてまの  
 其のまゝとて其のまゝとて其のまゝとて

佛のまじきいそとてつらや蟬のそのれが力らるともあれ  
たまにけふあむらの年に入るとそれよせむらつらあ  
しをまね法輪の淨くも其臺よにひびきまきとてえんは  
おろごひ得安ん解か化くたるとも鳴くとまもて書  
ねむらとてきうしひげあむらとておふとあひては  
十六集の時し又淨法ある人へも現生の説教さ  
きたとておひてとて化むらとておふとあひては  
しとのあふりてまこと法佛出現乃其地らみあ  
らき微妙の淨くあてゆりまのふら。先佛。持法輪  
の古跡よりとてまはだて佛とてとて物那合  
兼敷加ふ佛もて七佛とてつてまのそりし  
天地まてゆりゆらゆらにやの天端もあら中化あ

りゆらとて奏しけしむれだ。まに活してのあ  
りまの初とて佛のけり其地淨法微妙は淨  
まあくゆらとてつらや蟬のそのれが力らるともあれ  
しとてあふりてまこと法佛出現乃其地らみあ  
らき微妙の淨くあてゆりまのふら。先佛。持法輪  
の古跡よりとてまはだて佛とてとて物那合  
兼敷加ふ佛もて七佛とてつてまのそりし  
天地まてゆりゆらゆらにやの天端もあら中化あ  
りゆらとて奏しけしむれだ。まに活してのあ  
りまの初とて佛のけり其地淨法微妙は淨  
まあくゆらとてつらや蟬のそのれが力らるともあれ  
しとてあふりてまこと法佛出現乃其地らみあ  
らき微妙の淨くあてゆりまのふら。先佛。持法輪  
の古跡よりとてまはだて佛とてとて物那合  
兼敷加ふ佛もて七佛とてつてまのそりし  
天地まてゆりゆらゆらにやの天端もあら中化あ



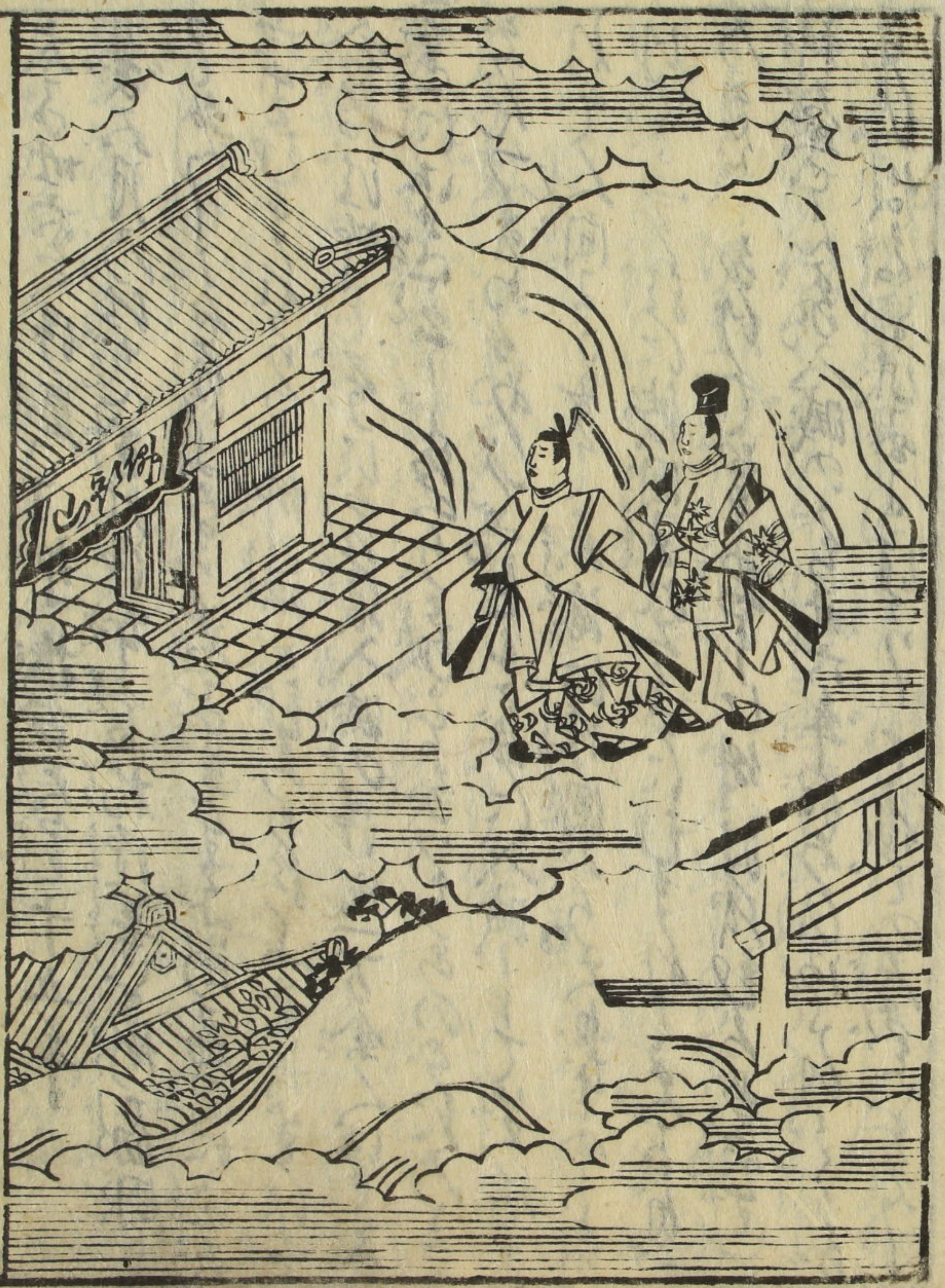
彼伽藍とてつらふとあつたに折敷で此若の清涼殿  
 ありてゆ也。彼地はもろけりる花を石の層礎にあさ  
 先大地のそとにらるゝものよに合巻とてなして終ひ  
 くらとよそののうれぬ花とて方田大乃庭ふにほ  
 ろせしてほもとれ吉野川のそと乃沙石とあつ  
 わけめしちよみふくは法花經の文字并石に  
 一字のほく書寫ししきして庭の西方田大の地  
 よよあふとた終り子仏海舟の山にそをたわ  
 きてく御歌やとて歌と合巻より終り飲め  
 天宮よりと相吉と名にいつりて又代の名あり  
 彼勝鬨跡は海濱の時よりと大くんははりあし  
 終り三間屋乃合巻十二段殿ありひに巻りなり

法執の石像又百海國とて龍身あり其の白天之の像  
七間四面の大海堂大六の輪廻の三三三とてむすむす  
て三間四面乃今合堂一字三面相三作乃淨法淨法の  
中ありは法花最妙一とて四千余年此後小法淨法  
と世の如く懐と洗淨と然るも衆生身の救世観音  
乃化返聖徳を子に一願乃淨法利生の中あり今此  
變淨と唯心一大より因縁とあり一願乃淨法利生  
聖徳を子に二聖の淨法乃最妙の壽持允智のし  
り久きにあはれ先觀音淨法とて多路より先表  
あり放光面光乃臨あり放光とて眉間とて金色  
乃光明とて身より東より一万余八千九百九十九  
路次より初光とて昇降昇降の白色乃光表白とて

表く海下下移看動し其の及は淨法の地あり久き  
正光の多寶の寶徳世をさうさう五百由旬の  
塔放光にありて其の光の大地より涌出して万里乃  
虚空より降りては死と生なり子衆は昇とて其の  
如く初光一恒河沙の光の昇とて淨法換の巨首の  
光り多しとて今此光の昇とて淨法換の巨首の  
乃淨法太子勝覺淨法淨法乃時奇光也曼  
法曼珠乃淨法の光の昇とて淨法換の巨首の  
表く海下下移看動し其の及は淨法の地あり久き  
正光の多寶の寶徳世をさうさう五百由旬の  
塔放光にありて其の光の大地より涌出して万里乃  
虚空より降りては死と生なり子衆は昇とて其の  
如く初光一恒河沙の光の昇とて淨法換の巨首の  
光り多しとて今此光の昇とて淨法換の巨首の  
乃淨法太子勝覺淨法淨法乃時奇光也曼  
法曼珠乃淨法の光の昇とて淨法換の巨首の  
表く海下下移看動し其の及は淨法の地あり久き  
正光の多寶の寶徳世をさうさう五百由旬の  
塔放光にありて其の光の大地より涌出して万里乃  
虚空より降りては死と生なり子衆は昇とて其の  
如く初光一恒河沙の光の昇とて淨法換の巨首の  
光り多しとて今此光の昇とて淨法換の巨首の  
乃淨法太子勝覺淨法淨法乃時奇光也曼  
法曼珠乃淨法の光の昇とて淨法換の巨首の



覺大業經之沈吟之語一子佛涌出此中今の  
 橋寺の南の佛頭山をや柞柞を成る中系  
 望の大因ふて依佛正覺の修生也やそハ東に取  
 勝れ小因ふ千古乃大因五百中書の教ふとつ一  
 万中必の負ふもや依り是より東に日本國事け  
 う及く之尺の花天よりやうく一子佛出給向  
 志多しある并不可思修業方有のり身をあり  
 け依秘事の子母あるべしりのや又彼後寺に辰  
 己乃角の弁汝に極よ申法中食を多り彼文は曰  
 有務南阿由余由解極業速路世之中人と申食より  
 者りは文と和かて入是ハ亦一字法やま河はが  
 云りしは何時かあせの心を修するの及よ忠なる世れ中の人







倭眼筋よのぞめを海傍せて海をこらうに檣部と  
 構へく日本とらと使のつら時を倭衆秋派して  
 ちてあり真窟とらありそのあに先身れ担那  
 ありその名状後目がしつばい事流あをぞてひりし  
 漸山南岳の思強脚今日本岳の山をよしひん  
 路よりは婦よと居先か不為乃法花地と將來せん  
 かその地也やと人し震と國よすれたあり已下東縣道  
 竜陽乃高山をその陽道西加を北海を南海を中山  
 通は南を江を也彼すれたのそれふは南なる公  
 縣といふ川の南にありなるなり自余のなるとし海世余  
 聖らにれとむんありとど先より海は海をよとて海  
 谷といふと也此ふより海は又江海とわらうてと地海

谷といふは序あり野と意とらとて此ふ又せり海を  
 深山海とやしてまたの橋とあへ日月のむらりか  
 とも也は般若峰ふとるに軍余里乃あひひん  
 松栢あへび生けりその松系休をと南へ入雲りり  
 河もらむと委作せし般若堂はらうと見あべしそ  
 トて彼漸山よハ東西南北中央のそのまあり二  
 余ヶ所お堂塔と建立せり委南に般若の堂に地  
 せしをらむと寺の南向うとてとらと二階の石は構  
 門あり教とを各通た余寺と書けると委作せし  
 僧坊と凡般若臺とらむとそを別流とらとあしとじ  
 けし後より委とめゆりそれと今南岳大脚の序  
 終とらう二人の衆みれとて死をあらうとくんとそ



この二の  
 やその名を命にらそ湯易園よかとしそと若生  
 の持造とじうんにかひての二聖二天十羅刹女とか  
 あくは權護しすしゆまん志うくべつねお遠あふ  
 うつやのすれあをたまもより後とびわが  
 て先せしゆるそよの自源あそりう大良ふあ  
 二

一八軸一奏法花經入洗箱

一釈迦如來繪像一幅

一繪像必々輪觀者一幅

一釈迦如來肉色淨舍利七粒  
 奉入插塔裏

一玉曲微言云正教七卷

一金玉塵尾

一砂瑚石鈴一具

一金香呂

一金錫杖

一梅相經基

一赤梅檀脇息

一水鏡二口

一琥珀珠教一連

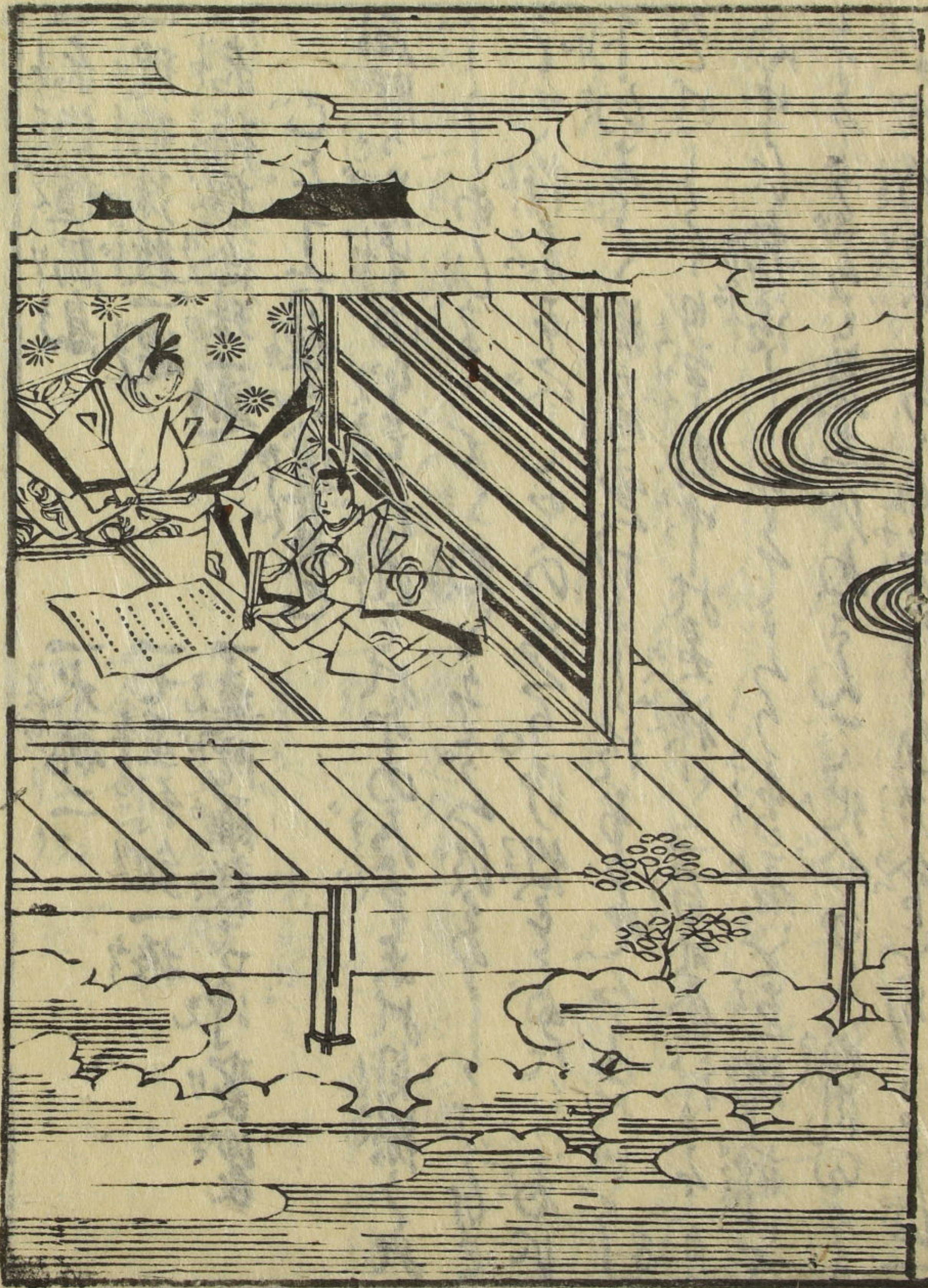
一七星利劔一振

一赤梅檀念珠一連

一建陀羅穀子淨製沙袋

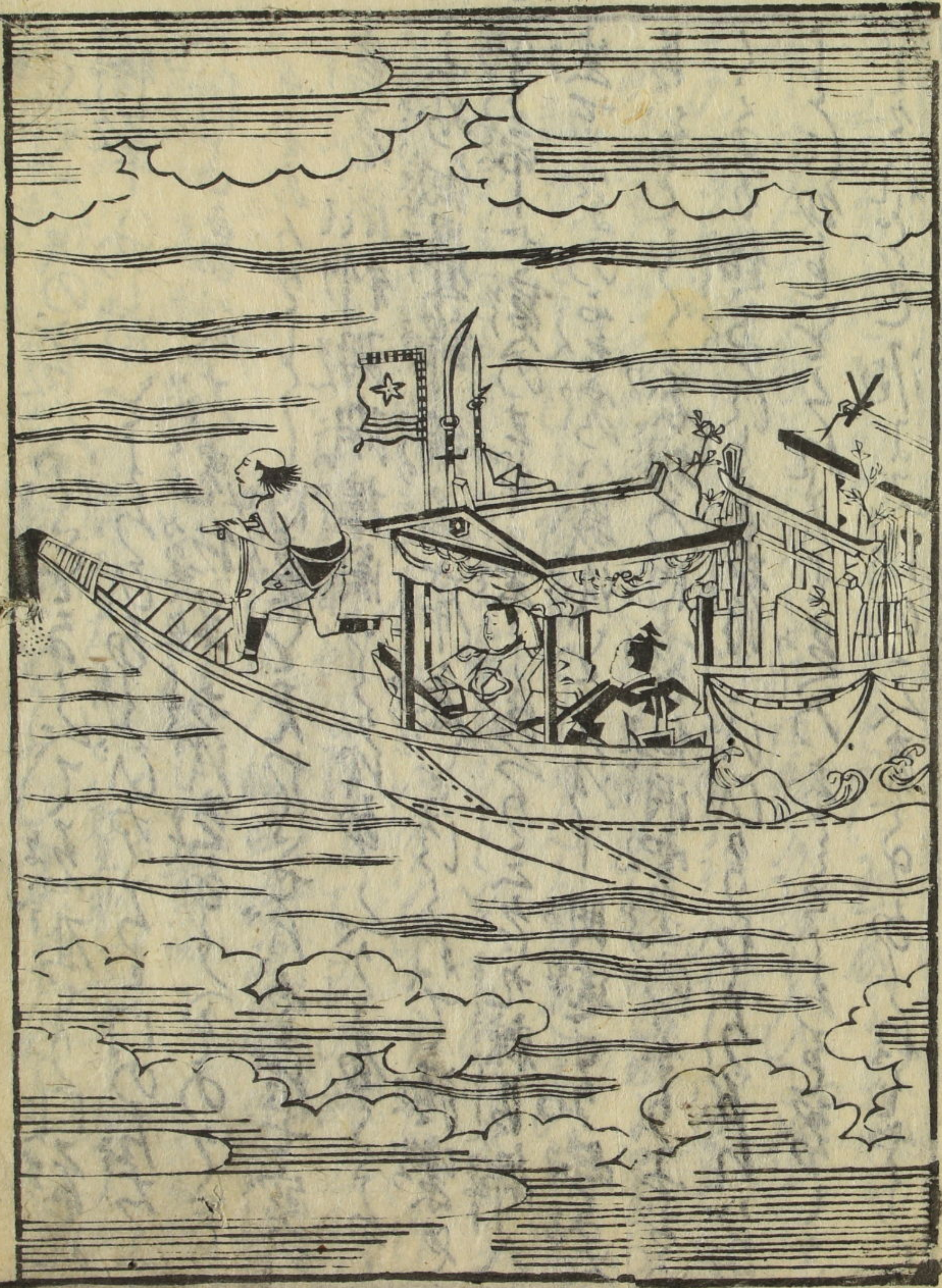
已上十六種之道具也

右殿か先生のなかの持造とわかのたをふれ自派の  
 むしうあひうまうとて敷とそくぐらびも中しうに  
 了て將束をもべしやのあつら。沙夜とあに  
 下御きく漸易あやつた秘もら也。をふれ  
 をれしく自奉國中は是神と二百廿余結と身  
 の中に物法しそとてらう多る居と志降拂と  
 をそそとと熱志保めさんで地念あく波風の中  
 了行舞しう海とるうひ別命とあし



意と他處にまづらひられしものもあつた  
 けり。若くは漢の武帝は使不死の薬を  
 素山ふらぶりて彼童男を船に申れんか  
 くやと取りひあつたられてものともあつた  
 船にまづりて海漫にあらたはるる風を  
 清き舟よ逆浪流るるて東海にわたれ  
 り。あつたにありて海洗ひて海よ  
 夕日月の東より出るとありて  
 船と見れんか。かともありて波の  
 波般若のようを深き一葉に流るる  
 流るる。十羅刹女をめぐりて。一  
 海にわたる。海にわたる。海にわたる。

漕さいりせり漕くわい船ふね津つよりらと流ながれあつたり。また  
 けらけはくし船ふねらととりて被あ國くにの人よそくはさ  
 づりく柳やなぎ高たか國くにの中なか漕くわい船ふねもさくさくはくしあひさ  
 つてゆちや郷こ乃の人ひとあふらとつらとれ漕くわい船ふねの中なか  
 られらと来きた申まうれ方かたにあひつてさくさくはくしあひさ  
 をささるさきと。こま八百世やちひやくせい余あま里りよりとあふらつり  
 あれど大おほ層そう百ひやく漕くわい船ふねあふらあひさく大おほ海うみあり世よ余あま  
 里りもな海うみよりとあひさくはくしあひさくはくしあひさ  
 その川がはとさくさくはくしあひさくはくしあひさくはくしあひさ  
 次つぎこのあつ城しろへさるのさくさくはくしあひさくはくしあひさ  
 せり海うみあてゆちとあひさくはくしあひさくはくしあひさ  
 明あき王みは内うち裏うらへ葉は也やとさくさくはくしあひさくはくしあひさ  
 門かど



水みづ舟ふね

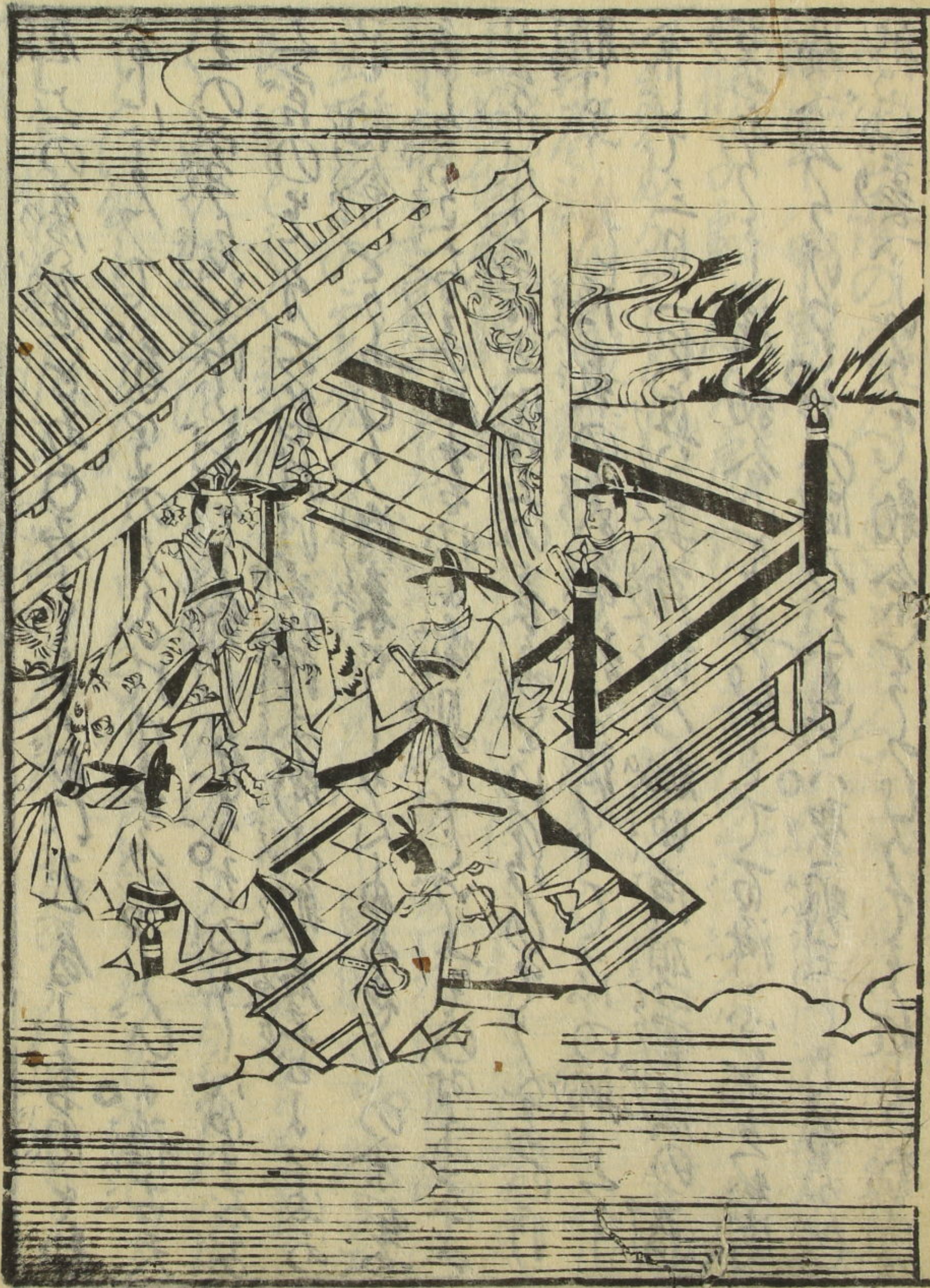


くも獲の宮へくことらべてゑ座せり門のたふ  
 將軍ハ甲野とらひあつらひあつらひ門のたふ  
 ハ柳子象然大虎徳羊あつらひあつらひそのく  
 心裏と見わつたせだ金七寶の  
 宮後利珊瑚樓閣つらつらあつらひあつらひ  
 上妙細置錦繡筵席座とつらつらあつらひあつらひ  
 中帝七寶のまは坐つらつらあつらひあつらひ  
 坐百寮のまは坐つらつらあつらひあつらひ  
 長あつらひあつらひあつらひあつらひあつらひ  
 くま方起つらつらあつらひあつらひあつらひ  
 こといひつらつらあつらひあつらひあつらひ  
 つらつらあつらひあつらひあつらひあつらひ

屋上の廣をよとあつらひあつらひあつらひ  
 命いふつらつらあつらひあつらひあつらひ  
 上の宮をよとあつらひあつらひあつらひ  
 と宮の先方あつらひあつらひあつらひ  
 つらつらあつらひあつらひあつらひあつらひ  
 ろつらつらあつらひあつらひあつらひあつらひ  
 日平れま宮上宮王の表あつらひあつらひ  
 服つらつらあつらひあつらひあつらひあつらひ  
 命じて三日三夜眞寔勅坊の秘曲待頃管絃の  
 案ありつらつらあつらひあつらひあつらひ  
 扇つらつらあつらひあつらひあつらひあつらひ  
 被褥裏つらつらあつらひあつらひあつらひ

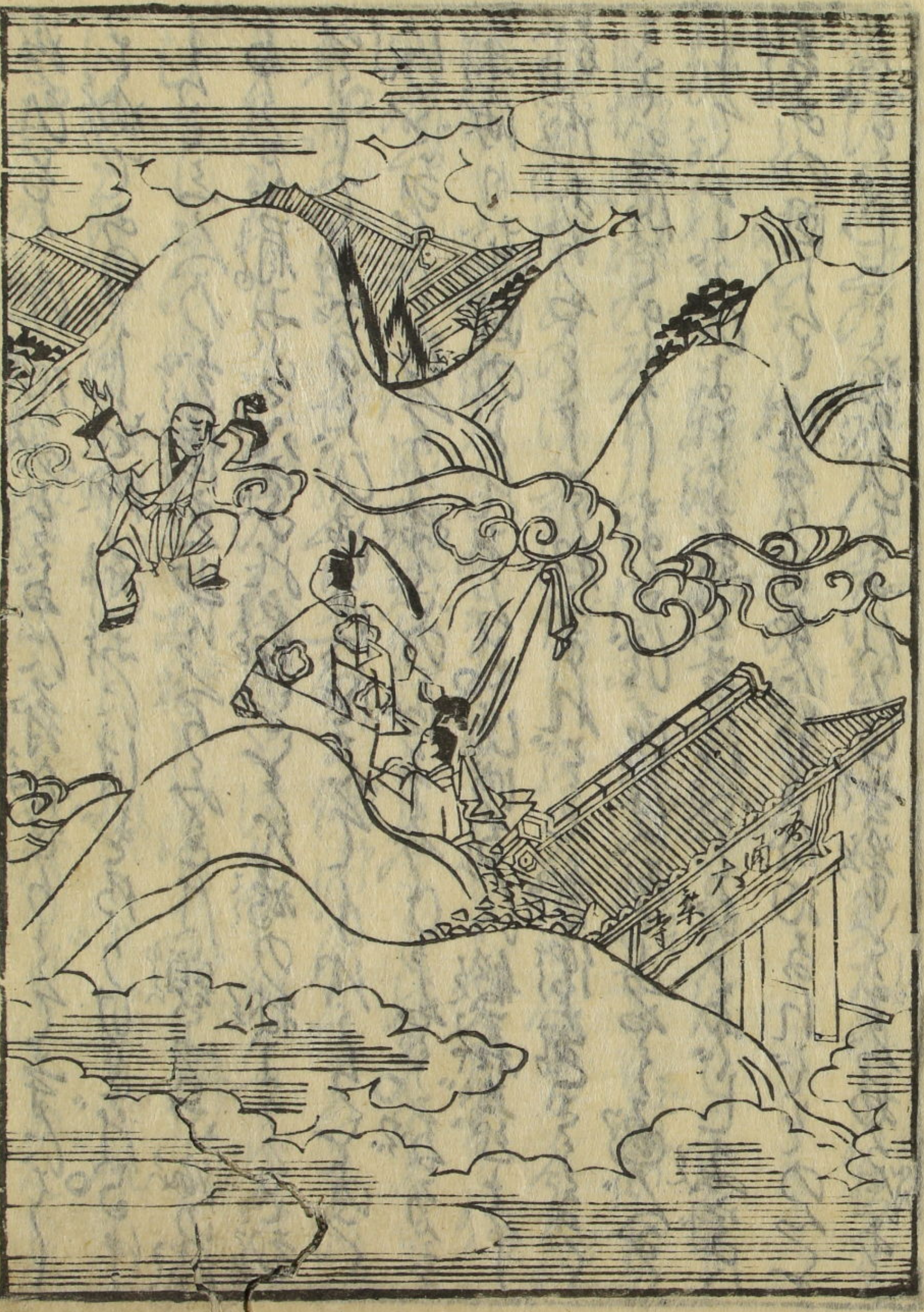
女子傳

二十三



とりあへしつと漸く山ふ切もせし。婦子大長た子れは  
 とくをのぞく江敷はなにからと老婦乃南とよ  
 づのやうにけつとらト二百余人の侍をよれんて  
 りがきしてまのへのかりをへんてり野とらふ山成  
 えてあのみあふは旅のをもたせしむるして  
 健素の家とあらにすれりきれを路とらふま  
 んとすし。鳥獸のこゑどのけりうとられど日の  
 せりり雲乃終るは及るべやトて日敷とらふ  
 とらふのけり終るは般若もも籠ちうま四下  
 の松原よつりぬき指とらふ人白ををとく連  
 松原静くをらうとらふとらふにけりけりけり波松原  
 くらとあへんてまづりまはれればとあそり般若

の有りたるに二階乃石の樓門人々をりて中々に教通大  
 常寺と書給家ありち子乃はと一のびし一と  
 おもひてさそとほふと後ことそびへて十か八か  
 のさぶぶらり白雲と名ふんありし物夫よとま  
 概天切利の雲ともにもいふるべきあり他あり。け  
 累のほりて雲ありくそびへて東あるふと  
 く晴く雲あり乃馳れしこととまふとよむと  
 るるにむにむらりていりて。さ  
 なるにふ沙羅一人出あまり沙羅のまご名のむら  
 りにむらりあがりてより後そびへていりて。さ  
 しく那と師の先師念法師乃は使を  
 してあにきとれりありれらるるさそとまふと  
 らるる



治ひあり侍記をよむに符念せりて寺にぞく  
しぬてあの一しと柳神ありはせをゆりけしきなりけり  
しりて三人の志徳立出ゆりみさし顔みり海に波  
ありん眉あり八字れ髪とと死鳩の杖よりくると  
ぞして志ありひ侍役とんてしゆらりてあく  
後とあがりゆり姉子の住をぐりひやうまなみさ  
東海日本國のとれたらむ。いしゆらに般蓋をとり  
引虎ありやとすれまれば志徳を志しり  
ふて志ありゆりてまじひ侍役ありやう  
して志ありひよくと志と志ゆらりてまじひ  
都あつて國とゆりゆりゆらりてまじひ  
志ありしと志ありひよくと志と志ゆらりてまじひ

いづれよの白洲乃よにまじひ志ありてまじひ  
のぞく志ありゆりてまじひ志ありてまじひ  
まじひまじひと東海に教十百里とまじひ志あり  
國秋津嶋の志ありてまじひ志ありてまじひ  
志ありの中あつて志ありてまじひ志ありてまじひ  
國ありて志ありてまじひ志ありてまじひ  
王始て三年二作用明天皇とまじひ志ありてまじひ  
年。廿六よまじひ志ありてまじひ志ありてまじひ  
と見えつと志ありてまじひ志ありてまじひ  
ひりしあつて志ありてまじひ志ありてまじひ  
にりし志ありてまじひ志ありてまじひ志ありてまじひ  
む。三人の志徳ありまじひ志ありてまじひ

渡とあがしていつ。根一た三子世果むりつとつを  
 とつぐくのああううあありうあう二生れ年際  
 の法使あつびよ法使とあうらあうのあうご  
 ともあうらあうにあうひらううあうひらうう  
 乃時みゆう記女志結つりと年とあいにその年  
 記よあひあうらうあうあうあうあう今年ま  
 てな命して法使とあうあうあうあうあうあう  
 法使あおあうあうあうあうあうあうあうあう  
 法使とあうあうあうあうあうあうあうあうあう  
 どのく法使の法使とあうあうあうあうあうあう  
 くのううあうあうあうあうあうあうあうあう  
 一のあうあうあうあうあうあうあうあうあう  
 一あうあうあうあうあうあうあうあうあうあう



三興乃法服三の消息おくれとわれどあれどおとし  
 りとせしめれくづらふ字とらんかりてけしむるに  
 くよれどぞりてつて先のせれ思祿降々を  
 とわたりて一色三夜日奉れ給に賜三宮法  
 ありてくかむむせりて頂戴せりてしに  
 かりとの井ありあふ御二せしむれりて  
 色しりて給に若にうりて給に先きに  
 寺に書とれ給にみ字にさしりて思  
 さいてあのは使よんせりてそのら  
 く東が自奉必よじうひて坐具とのぶ  
 花とらししとせとねりてとつり清消息と

三興乃法服三の消息おくれとわれどあれどおとし  
 りとせしめれくづらふ字とらんかりてけしむるに  
 くよれどぞりてつて先のせれ思祿降々を  
 とわたりて一色三夜日奉れ給に賜三宮法  
 ありてくかむむせりて頂戴せりてしに  
 かりとの井ありあふ御二せしむれりて  
 色しりて給に若にうりて給に先きに  
 寺に書とれ給にみ字にさしりて思  
 さいてあのは使よんせりてそのら  
 く東が自奉必よじうひて坐具とのぶ  
 花とらししとせとねりてとつり清消息と

太平傳八

二十九

一海よ三基の石塔のみありて聖徳太子と云ふは  
 乃伊勢皇不御てゆくまはは也被佛夜のうらまふ  
 家慶を桂のまへて作りゆれば桂の宮殿より  
 ゆりそりしるに又三基の石塔ゆりしを御  
 たふさふ云々此れ伊勢皇不御てゆくまはは也  
 生れ伊勢皇不御てゆくまはは也  
 乃ありと御書傳しゆり 田室隠跡を御  
 とくやりのやとて聖跡は越去してじり  
 橋ととりぬありれをり御書ゆくには生國と  
 つまゆくとて余余下つくづくあざねむ伊勢皇  
 には年いゆりゆりの本御とんてゆくまはは也  
 三人の御傳とてに調とあづかるまはは也

七日余の教より乃伊勢皇不御とありし大教と  
 廊下に立はゆらりてもとて焼花坪らししを  
 ぬせは伊勢皇不御の御書傳しゆくまはは也  
 じりに名跡とあり見門かきてとらるまはは也  
 皇孫ひあむをりあり政成皇の年に伊勢皇不御  
 乃伊勢皇不御て先生の御書傳しゆくまはは也  
 にくまてゆくまはは也乃伊勢皇不御の御書傳  
 ぬめは綿の御書傳しゆくまはは也乃伊勢皇不御  
 後々の名もあはれ





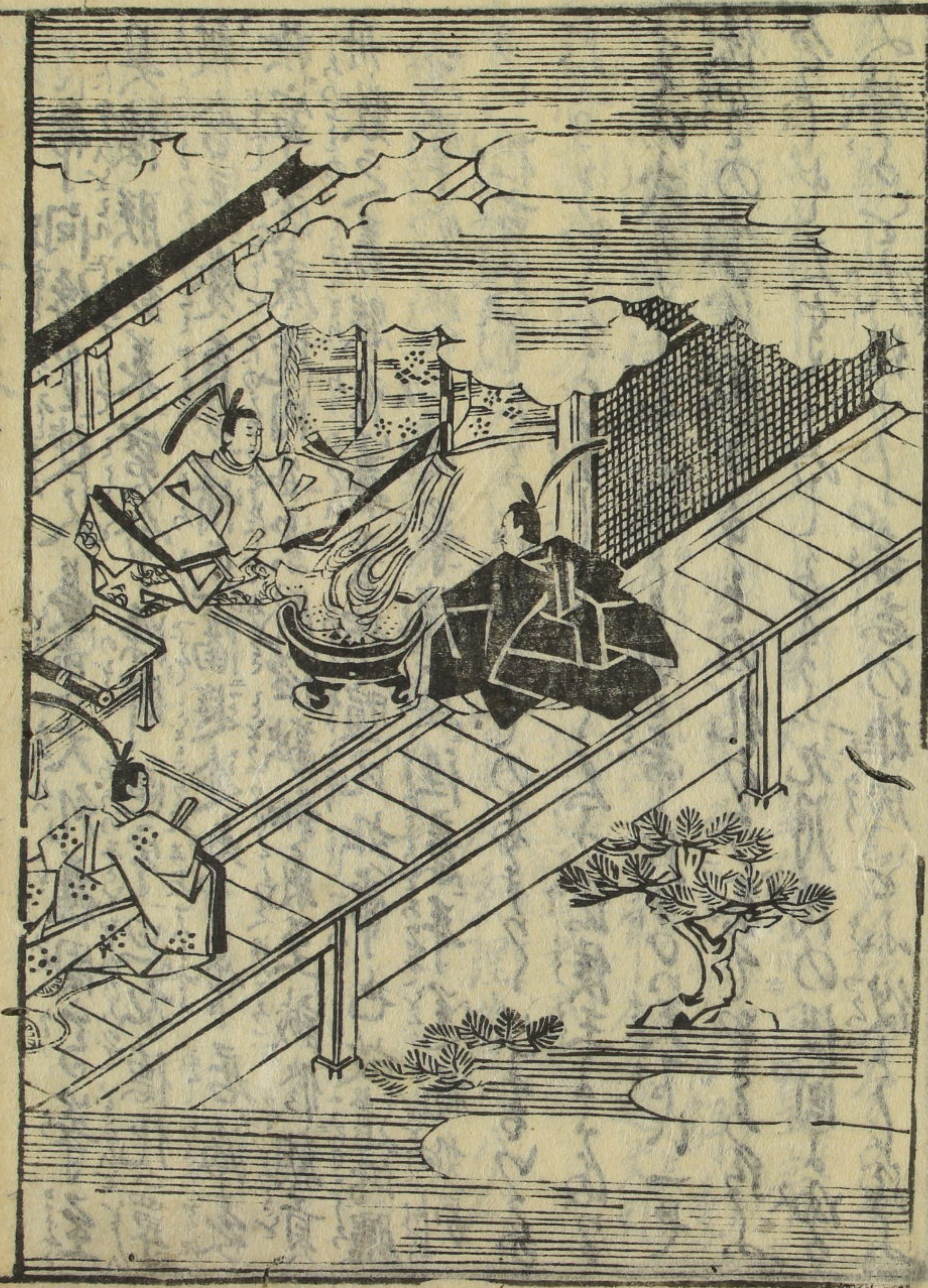
人傳

三十一

○老子のありうくまをいしは徳之をさす子の睡眠場所  
とつ子傳ありあると云れ宿業ありて会痛演徳  
聞法海後のみをらと物うくして老のまよれなり  
みしては徳成むとてさうしりし時制居睡してこ  
の徳乃田をこれ中に八百中もいふ橋陳如比丘乃徳れ  
とりりに歎喜末曾有の有りてまよと其不在此會  
の會れ字とあの一乃み字とあふをうれありありや  
封と制るま終りびてくこれくのみありてりせ  
の徳善之世ろを乃智惠ひぐらうにやしくして徳  
せく徳抱不志乃徳とてあて一字二字あれあり  
晴よとてりて終るはひり不思敬のしりりなりこれ徳  
を末代りまにつけて法徳守にあらさ終りつる。

大平傳





亦七葉〇

三ノの内御みれを僧の逐み却りてして序後たて  
たて候しあまひて後中へ投入候ふと  
たての女七歳推古天皇十六戊辰年暮日月は候ふ  
たて木階よりとぬれせり階御の仗斐世清等十二人  
候ふみよとてひまのり葉葉に東は御中候八月は物  
して木階の便へ入ませし。候ふ七千ふとて候  
りて候市は御より人候ふ。たてを微服してを  
くはんをありてあまひ世清おまにをよのち  
くもり梅のうみんく。左右に替てり候り候に  
たての氣ありて梅下と候り候ふ馬く候り  
て候してとらとてりんねん。あまひ候ふ思候とせ  
候は河階帝よりと日奉國候後せり書にりく

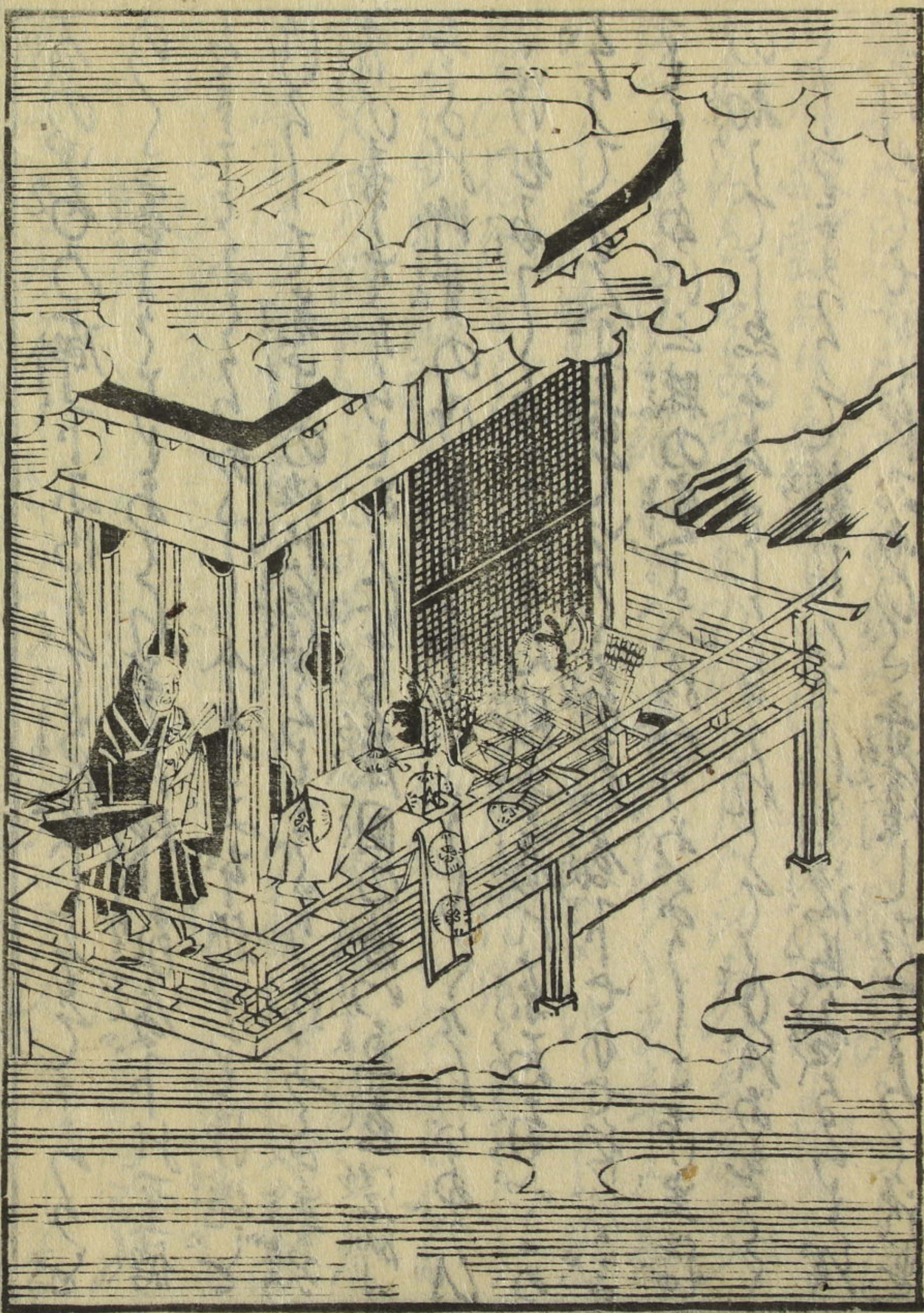
皇帝問侍臣使人長吏大札禮因等至  
具懷朕欽羨實命陳御區宇思弘德化  
被命受愛育之情无隔遐迹知命居海表  
於寧民庶境内安業風俗融和氣至誠修朝貢  
丹款之義朕有嘉焉稍贖比如常也故遣臚  
寺掌客裝裝也清等稍宣往意并送物如別  
多推古天皇と云ふに勅してのありけり  
於てそやを奏してつりてを法使王とあり  
書の式なりと云ふれども皇帝は天下に一也  
儀の字は公用ありその礼あり奉てある  
かきて天皇と云ふは九月隋の役國よ  
又婦と云ふは女と云ふは古志の雄成と云ふは  
天皇勅してをよに答書と云ふは終つてをよに

天皇勅してをよに答書と云ふは終つてをよに  
と云ふは書してつりて。東天皇敬白西皇帝に  
使ハ鴻臚寺掌客裝裝也等至久憶方解季  
秋薄冷尊何如想清令此即如常今遣大札  
蘇用高大礼手那利等佐謹白不真云云  
天子の奏書ふりてをよに漢人去理等て八人  
と云ふは書して大隋に遣はるる

大正御紀  
天皇勅してをよに答書と云ふは終つてをよに  
と云ふは書してつりて。東天皇敬白西皇帝に  
使ハ鴻臚寺掌客裝裝也等至久憶方解季  
秋薄冷尊何如想清令此即如常今遣大札  
蘇用高大礼手那利等佐謹白不真云云  
天子の奏書ふりてをよに漢人去理等て八人  
と云ふは書して大隋に遣はるる



御夏殿



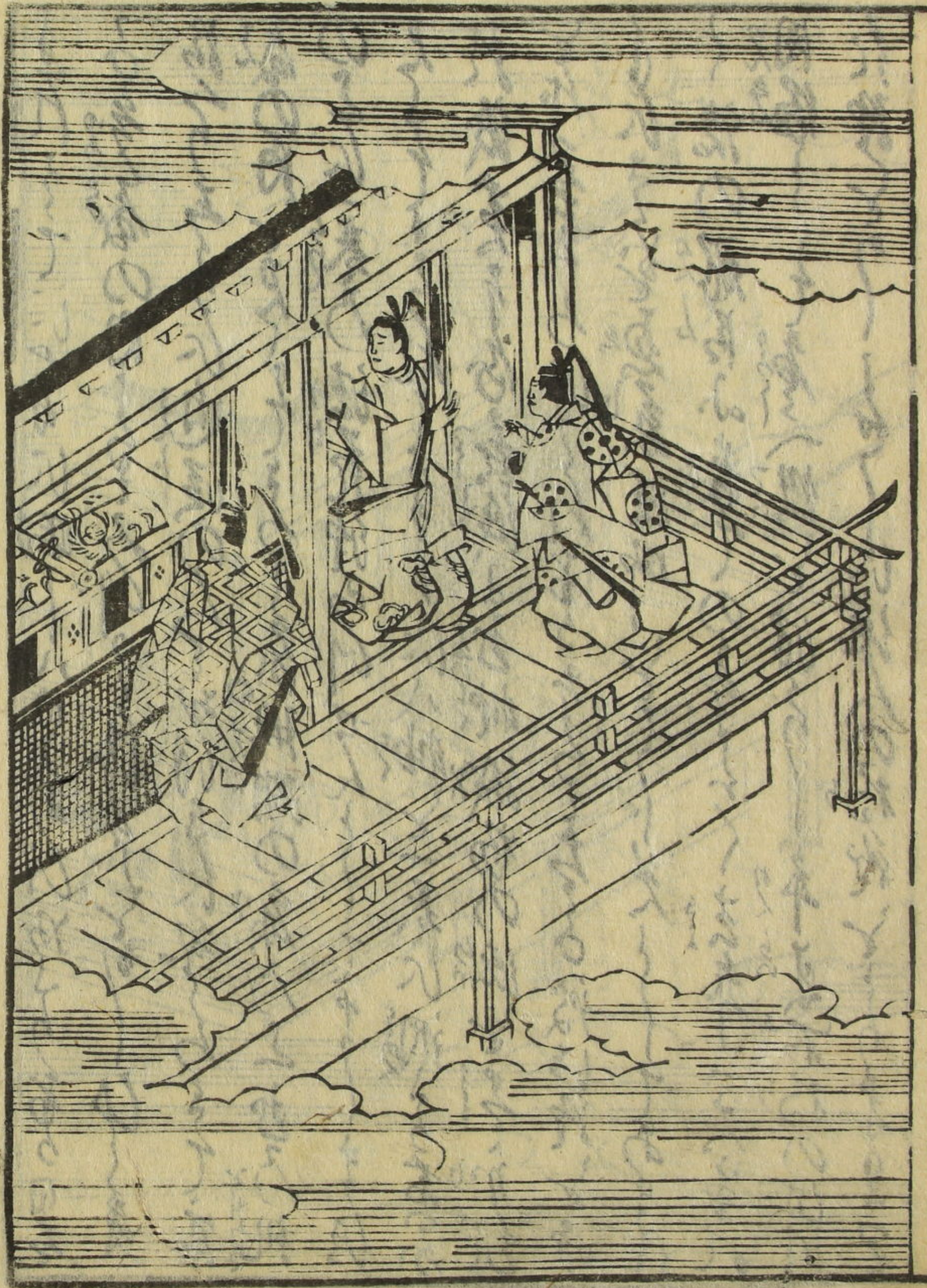
大正

三十五

まはしていせかに臨み八日よあひあがりありて  
子多の殿の内よりみけの清きとありし  
路なりまらひ近道のんかおほきにあらりて  
殿の内よりみけの清きとありし  
のどに一巻の法花の御せんとしてやうし  
ふりてあられどもとに八物と一巻に  
おほきなる若あ  
たは貴きなる衣紙よむ物織物の法とま  
とべの雲とあらにうれあがりたるの被は  
おほきなる法花の御せんとしてやうし  
く物の那島ふきてのあはく去年一  
周廻りしてあはく去年一  
たは貴きなる衣紙よむ物織物の法とま

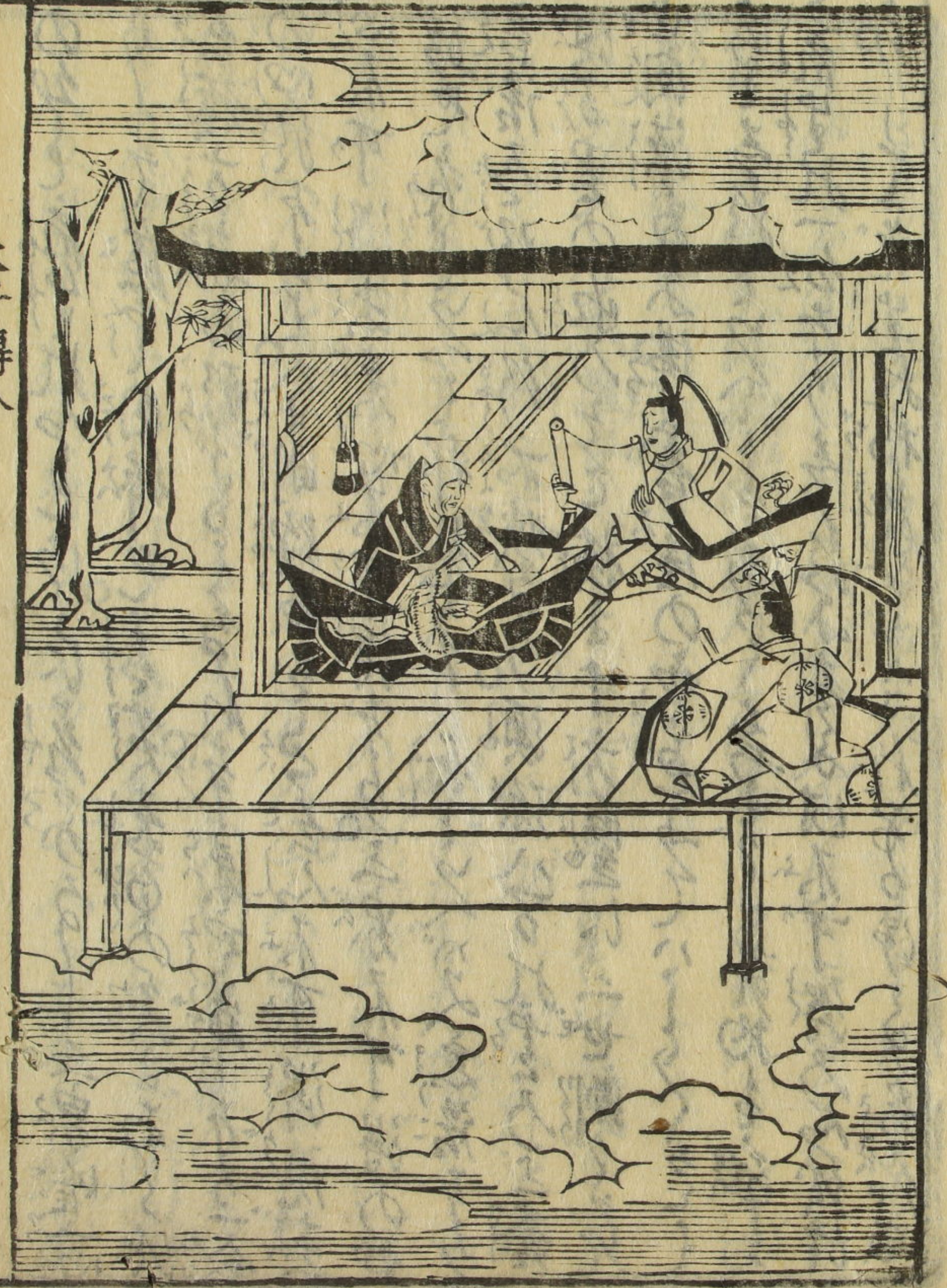
大正

三十五



その物とてとゞざんぐらとありて海と衆と回よけり  
 してそとへ海ぬけれ物折海一般若きひらきり  
 ありゆりそれ多を撰初るあひびきあたまれは法  
 花一葉のみ字とて固みん耳にありてそのものこと  
 ありがてれりぞとたりきりまればじけ路の中も花  
 雲を國中乃至名を不可得聞とてそれありて  
 成仰得るのそれ期よつてはく人ちうらとあしび  
 物と結縁とてつりかてとのつく恒海の宿者と成  
 物してそとへ海ぬけの路に過つりつる衆をねんせし  
 向へしてて。此路乃結縁とせんともむらたねて  
 見ゆふよ一巻一巻二十八品をむとけられ。六方九千  
 三百八十回のみ字のみあてててくをむらとては

雲乃既盡、皇とては、なして、つら、つら、也。雲空の、  
糸、無、意、法師、は、き、し、つら、く、ある、世、海、布、此、は、  
に、婦、か、将、来、の、所、あ、は、つ、ら、は、一、字、め、一、め、の、  
し、き、い、ま、ま、年、来、不、符、の、は、は、  
この、の、人、は、つ、ら、く、ゆ、い、と、に、を、ま、  
の、は、な、と、り、つ、ら、く、ゆ、い、と、に、を、  
ら、能、生、つ、と、て、つ、ら、く、ゆ、い、と、に、を、  
見、活、成、佛、の、の、み、と、耳、に、つ、ら、く、ゆ、い、と、に、  
名、の、は、入、つ、と、て、つ、ら、く、ゆ、い、と、に、  
つ、ら、く、ゆ、い、と、に、を、ま、ま、ま、ま、  
つ、ら、く、ゆ、い、と、に、を、ま、ま、ま、ま、



太子傳八

三十一

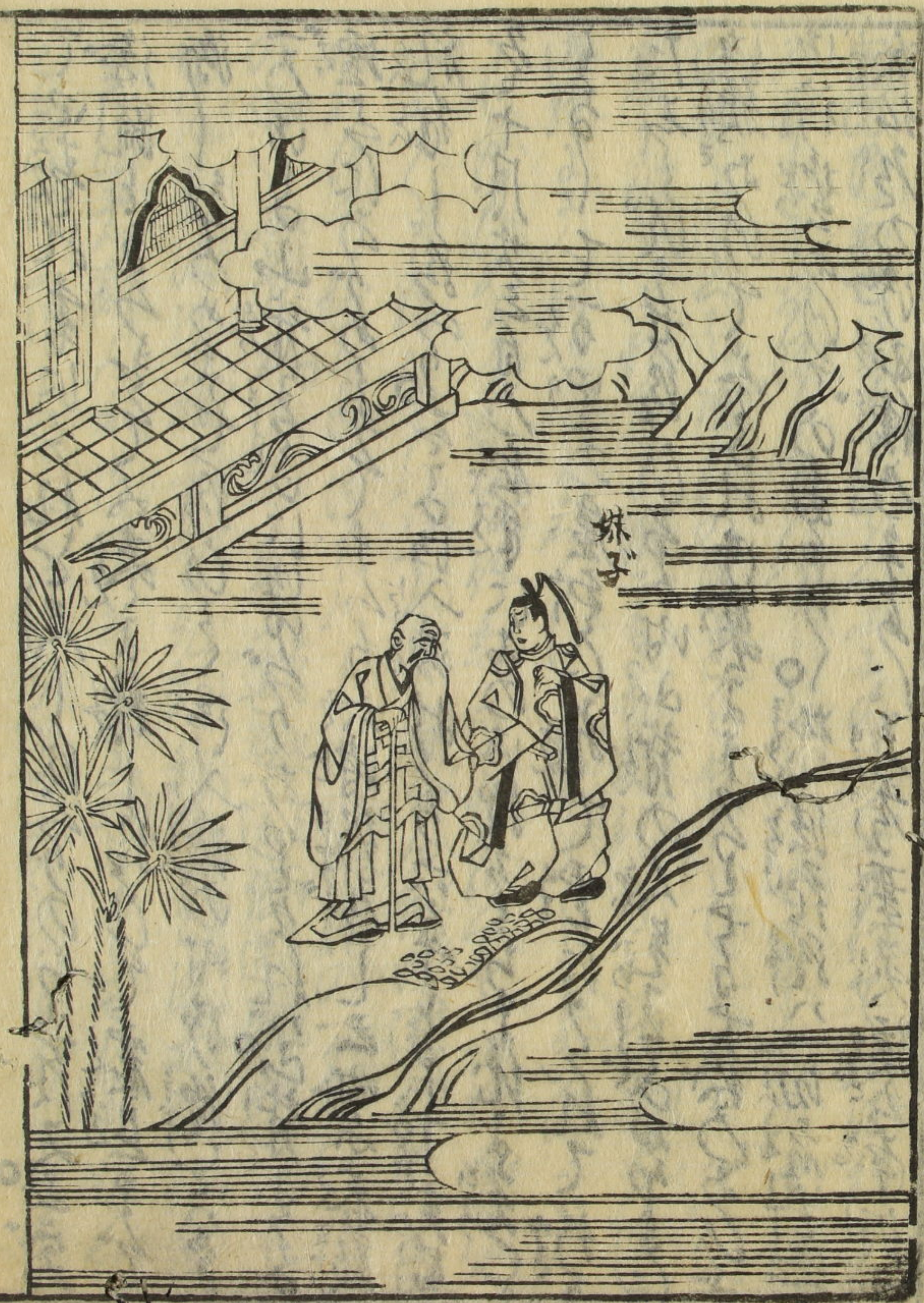
の如く前記の如くも亦に云ふ所の如く三身唯一心  
ありて虚を因縁也。封刺未白の如くあはれ  
も短方象の形ももてるれ。本末を断つ方の一念  
の心法なりし。今剛強あると云ふ不可得現至  
心不可得未染心不可得なり。三身不可得の心  
法也。有とすも邪見なり。無とすも又忘落なり  
言語及改ん所不滅なり。漢珠八百九十九卷  
漢珠聖の如くも横よ十が豎に三世測ぐん  
世間法も亦佛菩薩の如くもあてはさるるを  
らと志願とすもとらるるを地とすも  
る能生れ一知なり。志願も亦不可得なり。然れ  
るして先生れ抄録とせんれ亦の抄録も亦抄録

し。ごありてまゝの一事にても中しゆり。の也  
一日ふと交は活してまゝに入らして七日七夜と  
む。さ終る。神の箇り。とに坐してまゝのや  
新し終る。  
太子二十八歳推古天皇十七己未年夏四月八日お  
まゝ。とて勝鬘經の疏と經傳に云く。後  
疏と名付なるなり。秋九月。太子大陪。り海  
ま。ま。の如く。彼。海。の般。蓋。に。ら。の。が  
り。人。の。を。傳。と。あ。い。ひ。ぐ。の。れ。人。の。を。傳。と。あ。て  
新。し。て。つ。く。作。る。と。一。と。身。東。海。自。本。國。乃。聖。德  
太子。は。伊。賀。より。こ。れ。人。先。年。み。ら。あ。ら。同。朋  
三人。あ。い。あ。い。て。新。し。と。ら。と。二人。と。と。他。界





二百人の内は居士の念性比丘も一と云ふと云ふ九十五人  
 して遷化無常にしてがひのめなるあはれ魂  
 と東海國よけし一と云ふの流るよりのくんともさ  
 びげしと云ふらた化よ逝去し給ひぬた各別り  
 流ると云ふのあまぐく九月中旬は日争いに海に  
 てあの一と云ふ子に奏しなかりたれはまよひ海に  
 るがー我んせいのび子同願今いともかゝん減しと云ひ  
 れぬあまぐくあびあまひもつやと云ふんせいの  
 流るよりのあまぐく安室しと云ふと云ひて日記  
 春教礼ねし漢浦し解説し給ひたりと云ふ疏  
 と云ふと云ふと云ふの首巻と云ふと云ふと云ふ  
 礼ねと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふ



妹子

て四教は書にこれと尽し給りりのおもはれ又と書  
後疏とるべきをてみ兼は教し給ひて震旦中を  
濁しむらめをせ給ひのく浄入滅の時沙陀といふ  
一乃西子山背王子に由りりあるはれ山背王子  
壇とにあがめあてまつり六時及びし三州亦兼教  
礼ねし給りり。王子は入滅はち六年と申下夷威  
を十月廿三日乃在觀に山の沙陀より中化よとて  
とありて一乃里乃塵刹に飛て聖にうづれて行り  
たまはびるを給ひる時。山背の大兄王子ありきた  
は衆ありてをまじり沙塵よはりりしとて七徳ありは  
は行法ありてのありり。柞法は陀一切の生法を  
は仏乃の浄心懐乃をまに是考聖美漢去等御西

國の所おせはるるをてふふの徳よりして弘法利世  
乃たことおほくわすれしとて七生までの廣編  
の功とありしは表の法をてしとてよりりは  
兼まての法形見よ親言兼教礼ねしたてまつり  
は陀よとて別とてまつりしとてよりりしとて  
うを給ひわらふや及行末をて給ひては行法也  
念よりし給ひしはれはりり満ちる時法後乃中  
のありて妙弁法乃とてして法元陀の一也なりり  
の偈と唱て云。法佛真出也。懸遠值遇。正使出于  
世。法是法。後教無。先教却。法亦能。能聽  
是法者。新人兼。後教あり。山背王子。これに  
とて人給ひしとてや給りり。い交りては

ありきるよその時ふ沸騰るはそよよき地り光  
 のく感然出て光の中に聖法なるものぞんとして  
 於現しきしめておろぐは法を説の四王の又き  
 あてのあきりて。は種別約若持志交那親法  
 佛示法ととも人語つりそのかめめ也まらんがに  
 も於中このむとくにび種とむらんをめ也。ある  
 に交一期の化守はさうる。又法法回は法法利  
 生せんうあゆつにあまはれ持種とまらんして使  
 てみしめてゆり留くあけくするらん種別  
 滅族身所生れはけりまら子まことまははは  
 の族纏つま路つり今甲申余日の内ふとのくお王  
 子と縁ありし時ふこの世法むむき路りんあまはは

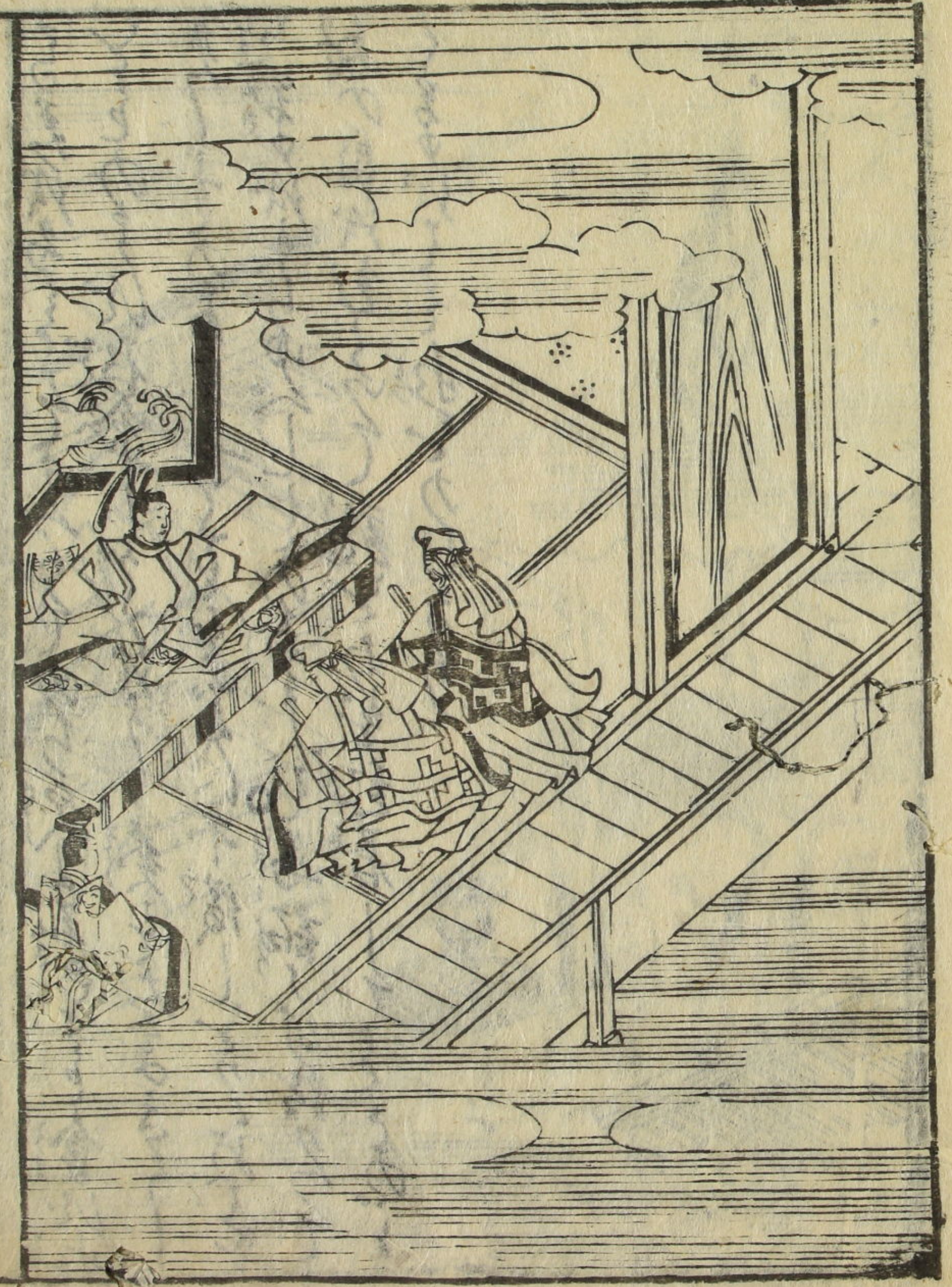
の縁つまゆりく。天竺乃末申れおよおあてまあ  
 園といふあふゆり也。まらまらまらまらまら  
 終ふし再々一園二期とらつるのあひては  
 してうあゆひまらぬ山背まらまらまらまら  
 思ふふらあらるる。あてびあらぬおのころ  
 三終ひあら也

亦九家。

太子廿九歳推古天皇十八庚午年去三月  
 集ふの曇徴法定とて二人乃僧素那せりまらま  
 うちらびあまらいた長に命じて班鳩の宮に入路三  
 人の僧百あまらと群ししてまらり啓して。あ  
 お佛をてまらりくししてまらり。あ  
 つぬるらんむしとあらぬにまらるる殿下のあらり

してつゝ一衛門に極刑せしむるの才や...  
 ち子のつらみあんどおろく来るや...  
 信をぐしとのあまひ...  
 花とははがまに...  
 佛法の深後...  
 ち子の思約...  
 黒豹...  
 子...  
 豹...  
 頭...  
 こと...  
 の...

馬子



大守傳八

四十二



馬は食をすててまうそのらしよく食はり  
 といふなりはなればしづきくゝ  
 食したるのものをあつてまうそのらしよく食はり  
 といふなりはなればしづきくゝ  
 馬の自然をうけて飼ふとわが起居してまうそのらしよく  
 くまひかきまき水をかひまうり

太子傳八

○ 十月はたまの妃は得てのあまきつくり人あまののど  
し奉にふれてるさうびなあんなら給侍うさる。その  
生れ若うらと装かると委死の人目さうらる。比国宛  
に若く埋まらんやのさうひもり時妃啓してつらく殿下  
の悪もり。庸委寝はゆりて常に秋に秋に果てお  
りさう盤石れどく大岳のどく。おたふはくさそ  
まらう委儀足らん何ともうさうさうさうとあんな  
や太子命しそのあまきつくり人あまののど  
とりらとあまきつくり人あまののど  
に死まらんやの常りらる。おたふはくさそ  
及比降死し法をむら先し。おたふはくさそ  
勇とあまきつくり人あまののど

く新にといふ典せんく。は修む心燈とてふ内九夷の  
中としてし。おたふはくさそ  
そげんさうとあまきつくり人あまののど  
おたふはくさそ。は比比五尼撒賤の人とあまきつくり人あまののど  
ひとあまきつくり人あまののど  
まに何とあまきつくり人あまののど  
とひらさうとあまきつくり人あまののど  
疼しその後を命せし。おたふはくさそ  
ふ飛鼠とあまきつくり人あまののど  
しあまきつくり人あまののど  
うれあまきつくり人あまののど  
あまきつくり人あまののど

まねて起しめをせんとかほせられたるにさしひりて  
勤周旋殿下は心のこころいあはせむとせむり  
うりあんに電をとりて人回元乃合わり。傳はは傳  
わり終ふと年二月天皇幸あつて七日夜所  
念佛あり口傳ありあやもき。とよそ三河の是れ  
とくこれ九澤の伝傳とくつと去十返風を伝松  
花と流すにたくれ二つあわしぬまの松葉とくま  
らびりりびみ歎の去常はたれ乃よれ病と界れ果  
報を月のあつた灯とたつりてあやうに入念をこ物と  
菩提の心もやくもあまゆの生死の郷たりきと  
ひ病まれ果報たりてとくもせびんを何と  
業とくつにあはれん又梵王に威勢たりとく

とくつとくびんかつて昔の用やなるとくし。又場の  
情とくつとの牽牛も杜恒とく秋水中に影を  
とくつとくび病たりてあやうの中はく二百方核のま  
はりもあつて。漢佛の教情とあつてあまを紫雲  
陵庭のまじりてとくもれあふ果報の都より  
んつとく報。あつてはあつてのまじりてあつて  
ひあつてあつてあつて天地陰陽日月晝夜ありあつてあつて  
つとくあつてあつてあつてあつてあつてあつてあつてあつて  
ど一匹乃を毛執よにらとつとくもれあつてあつてあつて  
のあつてあつてあつてあつてあつてあつてあつてあつてあつて  
わつてあつてあつてあつてあつてあつてあつてあつてあつてあつて  
あつてあつてあつてあつてあつてあつてあつてあつてあつてあつて

知  
地  
知  
地  
知  
地

太子傳

百十六

同神異名の菩薩なり。此神と云ふは、  
みまの海神陀羅尼を修し、  
しるひの神と云ふは、  
天龍邪神と云ふは、  
聖徳太子と化現して、  
伊弉諾神に、  
去て、  
に或の、  
形、  
生、  
去

人とし、  
親、  
門、  
小、  
と、  
と、  
と、  
と、  
に、  
と、  
と、  
に、  
に

大正書八

三十一

24



仰蒙かれ沙洋へ阿倍國とは使しして沙洋東

あり別田丸のあ也

○名号彌揚七日己新此為彌廣大恩  
仰蒙られ沙洋に助我彌度常護念

一首

○日教してさきさき沙洋を去りて此の所へと新に

二月沙洋に

○は今日して此の所へとさきさきのあまのり

進上御宗院

御使阿倍長回二月廿五日以下悉と別若元ら

ありては沙洋書とは戸帳の紙よりとれたる二  
礼孫とあり一和れど川の里に沙陽子れ也み

とりに入致ひくんとすま地よ沙の地執のは帳れか

にわつらとあり所ん。沙使又礼孫とありしてはし  
ひてさありつらさ立ゆりさをみいりてせさそて

まつらに沙使あり色と曰ふのみ二月の沙海と  
まつらあり。一念彌揚無息又何呪七日大功徳二侍

衆生心無間 汝法無度 宣不守

○一二とびとほふはさあはつたをいかりのあはれ

○その外はつら及びるいかりをいかりとせしむまのりはれ

二月廿五日大智真人と書しつらあり

○病ひしてあけくと書みかふらつらつらつらつら

太子胎内乃西弘の文よりつらつらつらつらつら  
とつらつらつらつらつらつらつらつらつらつらつら

太子事

けうまふせとてしるひ乃ぬ盗とくくひん陣の  
 けうふふくやくくせしとるるのとせしりんとく  
 〇天宮寺に石を右のあつて極樂乃東のよじりや  
 勢多は新迦如東傳法輪廻當極樂東門中心乞倚  
 末代之石也西之指念佛勸浴也。又彼寺乃金  
 堂に石に淨禱の石ありそい天子毎日に杖石の上  
 母てあふとむがらんゆらとらり也

(Faint bleed-through text from the reverse side of the page)

